第8回 資料2 令和6年2月2日 男女平等推進審議会

武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)

令和6(2024)年度~令和10(2028)年度

令和6(2024)年 3月 武蔵野市男女平等推進審議会

目 次

	1
1 計画策定の背景	3
はじめに	3
(1)社会情勢	3
(2)国の動向	4
(3)東京都の動向	5
(4)本市の取組み	5
2 計画の位置づけ	7
3 計画の性格	7
4 計画の期間	7
第2章 施策の展開	9
1 計画の目指す将来像	
2 計画の基本理念	
3 計画の基本目標	
4 計画の体系	
第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画	17
基本目標 I 男女平等の意識を育むまち	19
基本施策1 男女平等の意識づくり	10
	19
基本施策2 男女平等教育の推進	
基本施策2 男女平等教育の推進基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり	22
	22 25
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり	22 25 28
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり 基本目標 II 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち	22 25 28
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり	
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり 基本目標 II 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち 基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 基本施策3 子育て及び介護支援の充実 基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進 基本目標 II 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援 基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策 基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援 基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり	
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり 基本目標 II 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち 基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 基本施策3 子育て及び介護支援の充実 基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進 基本目標 II 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援 基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策 基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援 基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援	

1	数値l	目標	65
	1	前計画の目標値に対する達成状況	67
	2	目標値の設定	
	推進值	体制	69
	1	計画の推進	71
	(1)推進体制	71
	(2)連携と恊働	72
	(3)推進計画の効果的な進行管理	72
	(4)計画の数値目標	72
	:/=: usl /	=	
	負料	編	73
	1	武蔵野市男女平等の推進に関する条例	75
	2	武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿	78
	3	武蔵野市男女平等推進審議会協議経過	79
	4	武蔵野市立男女平等推進センター条例	80
	5	アンケート調査概要	82
	6	パブリックコメントの実施結果	83
	7	男女平等推進の主な動き	84
	8	男女共同参画社会基本法	91
	9	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	94
	10	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	100
	11	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	106
	12	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	.110
	13	用語一覧	112

※「性別等」の表記について

人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。 本計画においては、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

はじめに

この計画は、平成 29 (2017) 年に制定された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために、策定するものです。策定にあたっては、同条例第 23 条により武蔵野市男女平等推進審議会に諮問をしました。

(1) 社会情勢

① 世界の動き

平成 27 (2015) 年9月、国連で決定された持続可能な開発目標(SDGs)において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが示されました。令和 12 (2030) 年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

令和5 (2023) 年6月、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数では、 日本は146 か国中125 位、G7諸国のなかでは最下位という結果です。「教育」と「健康」 の値は高い一方、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

令和5 (2023) 年現在、G 7諸国のなかで、同性婚や婚姻と同等の権利を保障する制度 を国レベルで導入していないのは日本だけであり、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択し なければならないとする制度を採用している国も日本だけです。また、女子差別撤廃条約 の選択議定書を批准していないのは、もともと女子差別撤廃条約を批准していない米国を 除くと、日本だけです。

② コロナ禍の影響

令和2 (2020) 年から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、女性の就業者が多いサービス業、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が悪化しました。また、全国的に女性の自殺率が急増したほか、D V 相談件数も増加する等、社会に大きな影響をもたらしました。その一方で、オンラインの活用が急速に拡大し、テレワークや在宅勤務が普及する等、新しい働き方の可能性が広がりました。

(2)国の動向

令和元(2019)年には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が6月に公布され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されました。また、保護の適用対象に被害者の同伴家族を含むことも明確化されました。同月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシャルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが定められました。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が12月に公布され、令和3(2021)年1月から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

令和2 (2020) 年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が1月に告示され、性自認や性的指向に関するハラスメントである「SOGIハラ」や「アウティング」もパワーハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられました。また、「第5次男女共同参画基本計画」が12月に閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」の目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、 活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭 生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する 社会

令和3 (2021) 年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が6月に公布され、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等が定められました。同月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントへの対応をはじめとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。また同月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、教職員等による児童生徒への性暴力等の防止等に関する施策の推進について定められました。

令和4(2022)年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が5月に公布され、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項が定められました。市町村は基本計画の策定等が努力義務とされました。(令和6(2024)年4月施行)

令和5 (2023) 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が5月に公布され、接近禁止命令の発令要件が、身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときから心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときに拡大されました(令和6 (2024) 年4月施行)。また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が6月に公布され、同意がない性行為は犯罪になり得ることを明確にし、罪名も強制性交罪から不同意性交罪に変更されました(一部を除いて令和5 (2023) 年7月施行)。さらに同月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

(3) 東京都の動向

令和元(2019)年には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が12月に策定されました。性的少数者(性的マイノリティ)であることを理由に差別が行われることのないよう、啓発に取り組む必要があるとされました。

令和4(2022)年には、「東京都男女平等推進総合計画」が4月に改定されました。

「東京都男女平等推進総合計画」で中心に進める3点の取組

- ・誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- ・根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

また「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が6月に一部改正、11月に施行され「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。同じく6月、「東京都男女平等参画基本条例」が一部改正され、審議会等の委員構成にクオータ制が導入されました。いずれか一方の性の委員のみで構成することを禁じ(義務規定)、男女いずれの性も40%以上になること(努力規定)としています。女性の任用を促進するとともに、多様な性の委員に配慮することを求めています。

(4) 本市の取組み

令和元(2019)年には、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」を3月に策定しました。また、11月に「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言レインボームサシノシ宣言」を市長が実施しました。

第1章 計画の策定にあたって

令和2 (2020) 年には、「武蔵野市第六期長期計画」を4月に策定しました。「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を基本施策の一つとし、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等の推進」と「パートナーシップ制度の検討」を実行計画事業としました。

令和3(2021)年には、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の一部を9月に改正しました。

令和4(2022)年には、「武蔵野市パートナーシップ制度」を4月に開始しました。また、8月~9月に「男女平等に関する意識調査」を実施しました。11月には、東京都と「パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定」を締結し、武蔵野市と東京都でパートナーシップ制度の証明書等の相互活用を開始しました。

令和5(2023)年には「武蔵野市男女平等に関する意識調査報告書」を3月に発行しました。

2 計画の位置づけ

- (1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づく計画
- (2)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2 項に基づく「市町村推進計画」
- (4)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (5)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」第8条第3項 に基づく「市町村基本計画」

3 計画の性格

- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定します。
- ・市の第六期長期計画や第六期長期計画・調整計画、子どもプラン武蔵野その他の関連 する分野別計画との整合性を図り、武蔵野市第四次男女平等推進計画を引き継ぎま す。
- ・「武蔵野市男女平等推進審議会」の意見を尊重するとともに、これまでの計画の推進状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定します。

4 計画の期間

計画の期間は、令和6 (2024) 年度から令和10 (2028) 年度までの5年間とします。

第2章

施策の展開

1 計画の目指す将来像

本計画の目指す将来像を次のとおりとします。

すべての人が、互いに人権を尊重し、 性別等にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、 生涯にわたり、いきいきとくらせるまちを目指します。

2 計画の基本理念

「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に規定する基本理念を計画の基本理念(根底にある根本的な考え方)とします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

3 計画の基本目標

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、性別等にかかわりなく個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが 重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の教育を、より一層推進します。

重点施策

- Ⅰ-1-(1) 男女平等の意識啓発
- I-3-(1)性の多様性に関する理解の促進

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち ―

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育で期や中高年期等ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者等と協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動の場における女性の参画等、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

重点施策

- Ⅱ-1-(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
- Ⅱ-3-(1)子育て支援施策の充実
- Ⅱ-4-(1)政策・方針決定の場への女性の参画促進

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力(DV、デートDV)や性に関するハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等社会の実現を著しく妨げるものです。そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。

また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性を支援するための体制を整備し、支援に取り組みます。

女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立って支援を行います。

個人の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障されるよう、必要な支援を行います。

重点施策

Ⅲ-1-(2)相談事業の充実

Ⅲ-3-(2)推進体制の整備

Ⅲ-4-(1)ひとり親家庭等への支援

Ⅲ-5-(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

基本目標IV 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち -

男女平等社会の実現に向けて、「男女平等の推進に関する条例」に基づき、総合的・計画 的に施策を推進する必要があります。また、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」 制定から 10 年を迎えます。これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・ 方向性について整理を行います。

「男女平等の推進に関する条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。

重点施策

Ⅳ-1-(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

4 計画の体系

基本目標 基本施策 1 男女平等の意識づくり Ι 2 男女平等教育の推進 男女平等の意識を 育むまち 性の多様性を理解し尊重する意識づくり ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 Π 生活と仕事が両立でき、 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進 個性と能力を 発揮できるまち 3 子育て及び介護支援の充実 武蔵野市第二次 女性活躍推進計画 あらゆる分野における女性活躍の推進 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援 武蔵野市第三次配偶者暴力対策基本計画 性に関するハラスメントやストーカー等への対策 Ш 3 困難な問題を抱える女性への支援 人権を尊重し、 武蔵野市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 あらゆる暴力を 許さないまち 4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援 生涯にわたる性に関する健康施策の推進

IV

男女平等推進の体制 づくりに取り組むまち

1 計画推進体制の整備・強化

施策(★は重点施策)

- (1)男女平等の意識啓発 ★
- (2) 男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上
- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進
- (1)性の多様性に関する理解の促進 ★
- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ★
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進
- (1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み
- (1)子育て支援施策の充実 ★
- (2)介護支援施策の充実
- (1)政策・方針決定の場への女性の参画促進 ★
- (2) 女性の再就職支援・起業支援
- (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進
- (1)暴力の未然防止と早期発見(2)相談事業の充実★(3)安全の確保(4)自立支援(5)推進体制の整備

- (1)性に関するハラスメントやストーカー等への対策
- (1) 支援に関する周知及び啓発
- (2) 推進体制の整備 ★
- (1)ひとり親家庭等への支援 ★
- (2) 高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援
- (3)性的マイノリティ等への支援
- (1)各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ★
- (1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
- (2) 市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ★
- (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

第3章

基本目標ごとの 基本施策・事業計画

計画書における表記について

【区分欄】

「継続」 : すでに実施している事業で、レベルを落とすことなく推進する事業

「充実」 : すでに実施している事業で、計画期間内で内容を充実させる事業

「新規」 : 今回の計画で新たに取り組む事業

【対象者欄】

「市民」 : 市民向け事業

「事業者等」:事業者等向け事業 「市」: 市役所内の取組み

基本目標 I 男女平等の意識を育むまち

基本施策1 男女平等の意識づくり

現状と課題

本市では、男女平等の意識づくりのため、男女平等推進情報誌「まなこ」の発行や、 図書館における関連図書展示等を通じて情報提供を行ってきました。また、男女共同参 画週間に合わせて講演会等を実施する男女共同参画フォーラムを開催しています。

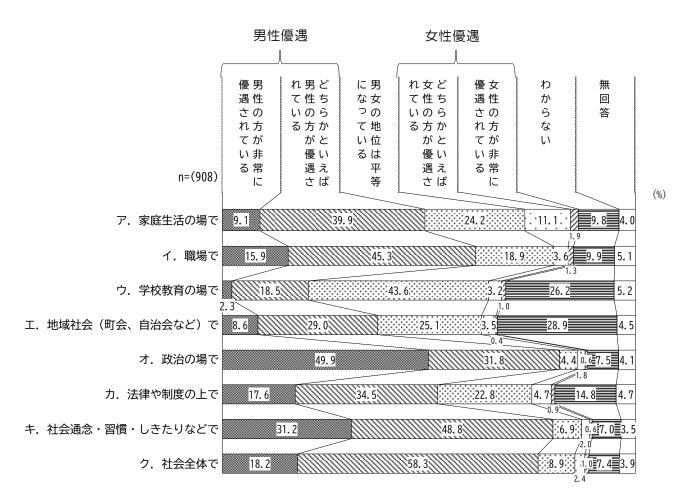
令和4(2022)年度に実施した「武蔵野市男女平等に関する意識調査」(以下「意識調査」という。)によると、男女の地位の平等感についての質問に対し、「男女の地位は平等になっている」という回答が最も多いのは「学校教育の場で」4割程度、次いで、「地域社会(町会、自治会など)で」、「家庭生活の場で」、「法律や制度の上で」となっています。「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、「政治の場で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」が8割、「社会全体で」、「職場で」、「法律や制度の上で」で5割を超えています(図表 I — 1)。「家庭生活の場で」で「男女の地位は平等になっている」と回答したのは、男性(34.1%)が女性(17.9%)を大きく上回っています。また、同調査において「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対する意見を聞くと、男女ともに反対意見が6割を超え、平成29(2017)年に実施した調査結果よりも2割程度増えています。

性別等による固定的役割分担意識を持つ人は減ってきたとも考えられる一方で、男女の地位の平等感としては、様々な場面で男性が優遇されていると考える人が多く、平等だと感じている人は多くありません。引き続き男女平等の意識啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

男女平等の意識を醸成するため、男女平等に関する多様な学びの機会を提供するほか、男女平等推進情報誌「まなこ」の効果的なあり方を検討する等、男女平等の意識啓発に取り組みます。

各種メディアで発信される情報のなかには、固定的な性別役割分担や人権侵害につな がる表現等も存在します。こうした表現について、男女平等の視点から情報を主体的に 読み解き、発信する能力を身に付けていけるよう、学びの機会を提供する等、男女平等 の視点に立ったメディア・リテラシーの向上に取り組みます。



図表 I -1 男女の地位の平等感(全体)

資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)男女平等の意識啓発(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
1	男女平等意識の醸成のための講座や 研修等の開催	男女平等意識を醸成する ため、武蔵野地域五大学の 協力を得て開催する講座 等をはじめ、男女平等推進 センター等の各種講座を 開催する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター	市民	継続
2	男女共同参画週間 事業の実施	男女平等推進センター企 画運営委員会が中心とな り、関係団体や市民と協働 して男女平等社会実現の ための週間事業を実施す る。	男女平等推進センター	市民	継続
3	国際的理解を深めるための取組み	世界各国の女性の地位向 上に関する取組みを周知 する等、啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性 に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設 コーナーを設置する等啓 発に努める。	図書館	市民	継続
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	第五次男女平等推進計画の 課題に沿ったテーマを取り 上げる。また、男女平等を推 進するための情報誌とし て、より効果的な発行のあ り方や発行方法について検 討する。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等の視点に 立ったメディア・リ テラシーを高める ための講座や教育 の実施	武蔵野地域五大学等の協力を得て、講座や情報発信を行うほか、公立学校においては、デジタル・シティズンシップの育成を図る取組みを推進する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター 指導課	市民	継続
7	市の刊行物等にお ける表現を適切に 行うための取組み	市が発行する刊行物等に ついて、「男女平等の視点 に立った市刊行物等の 現の手引き」を活用し、人 権尊重、男女平等の視点か ら適切な表現をするよう 努める。	秘書広報課 男女平等推進センター	市	充実

基本施策2 男女平等教育の推進

現状と課題

本市では、これまで市立小学校、中学校における人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進するとともに、個性の尊重や男女平等の視点から生活指導や進路指導を図っています。また、教員に対しては、男女平等について理解を深めるため、研修を実施しています。

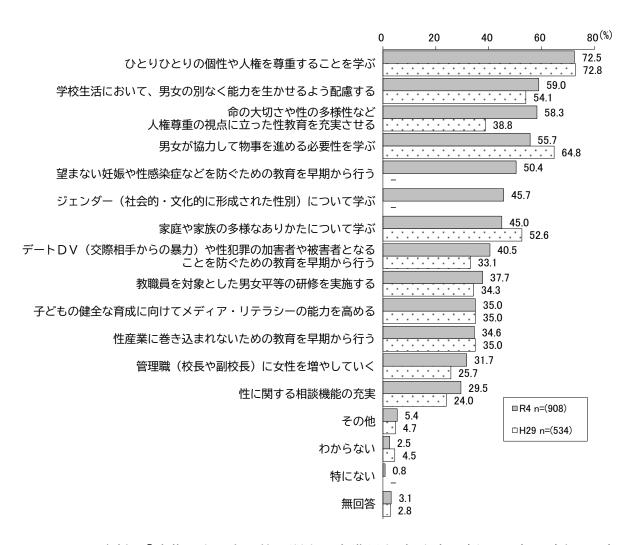
意識調査によると、男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要だと思う取り組みとして、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「学校生活において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」、「命の大切さや性の多様性など人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」と続いています(図表 I - 2)。同調査で、男女平等社会を実現するために市の施策に望むことについて尋ねると、「学校での男女平等意識を育てる教育の推進」を選んだ人は4割を超え、2番目に多い回答でした。

男女平等社会の実現に向けて、男女平等意識を育てる教育の推進は重要であり、命の 大切さや性の多様性等人権尊重の視点に立った性教育の内容の充実や外部講師により 学ぶ機会を設けることも必要です。また、学校の決まりやルール等が男女平等や性の多 様性の観点から適切であるように常に留意し、必要に応じて内容を見直していくことも 重要です。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性別等にかかわりなく、個人を尊重する意識を持った児童生徒を育成し、その個性と能力を伸ばすことができるよう、人権教育の観点から児童生徒の発達状況に応じた男女平等教育を行います。また、子育て関連施設や学校の求めに応じて男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等に関する出前講座を実施する等、男女平等の視点に立った教育の推進を図ります。

図表 I-2 男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要な取り組み(経年比較)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)男女平等の視点に立った教育の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
8	男女平等教育の推 進	道徳教育、人権教育を中心して、男女が互いに理解、推進力し、高め合う教育を推進する。また、学校の決まりやルールが男女平等適の多様性の観点から。であるように努める。	指導課	市民	継続
9	人権教育の充実を 図る研修の実施	市人権教育推進委員会を 開催し、引き続き、研修を 行っていく。児童生徒への 人権尊重・男女平等教育に ついての指導の在り方等、 市内教員の理解を深める。	指導課	市	継続
10	生活指導や進路指 導の充実とキャリ ア教育の推進	生活指導や進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を図 深める取組みの充実を外で表表されるよう、キャリア教育を推進する。	指導課	市民	継続
11	発達の段階や子ど もの実態に応じた 性に関する指導の 実施	保育の中で自分の体の大切さを伝える取組みを行う。小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	子ども育成課 指導課	市民	充実
12	男女平等の視点に 立った教育のため の出前講座	市内の学校や保育施設等の協力を得て、男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民事業者等	新規

基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり

現状と課題

本市では、性の多様性に関する講座の開催や情報提供を行い、理解促進を図るとともに、令和4 (2022) 年度からは武蔵野市パートナーシップ制度を開始し、性別等にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちの実現を目指し様々な施策を実施してきました。また、学校教育においては、子どもたちのニーズに基づいた個別的対応を行ってきました。

意識調査によると、自身の性別や恋愛感情への違和感・悩みがある人は全体の 3.3% となっています。同調査では、男性同士、女性同士の同性婚もあってもよいという考え 方に全体の 6 割程度の人が賛成しています。また、性の多様性を認め合う社会をつくる ために市に期待する施策は、「学校における性の多様性を理解するための教育」が最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備(トイレ・更衣室など)を整備する」、「パートナーシップ制度の普及」、「行政職員や教職員の意識啓発」と続いています (図表 I-3)。

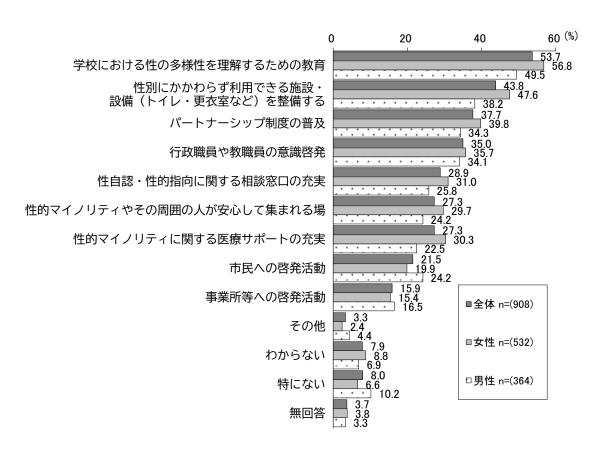
性の多様性に関する理解は進んできていると考えられますが、引き続き、行政職員や 教職員の意識啓発のための研修等を行うほか、広く市民に向けてや、学校において、理 解促進に向けた取組みを推進する必要があります。

そのため、学校において決まりやルール等が男女平等や性の多様性の観点から適切で あるように常に留意し、必要に応じて内容を見直すことが大切です。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を 尊重することができるよう、人権教育を推進していきます。市と市民、事業者等に向け ては、人権尊重の立場から理解を深めるための講座や研修等を実施します。

図表 I-3 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策(性別)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)性の多様性に関する理解の促進(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
13	多様な性に関する 情報発信及び啓発	情報発信及び啓発(講座の 開催・情報誌発行・SNS の活用等)を行い理解促進 を図る。	男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
14	人権週間における 取組み	人権週間に、性の多様性に 関する講演会や図書展示 等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
15	性の多様性の理解 に向けた取組み	「性の多様性理解のため の職員ガイドブック」を活 用し、理解促進のための職 員研修等を実施する。	男女平等推進センター 人事課	市	充実
16	男女平等教育の推 進(事業8再掲)	道徳教育、人権教育を中心 として、子どもたちに理解 で、男女が互いに理解を で、男女が互いに理解を 力し、高め合う教育を決まり する。また、学校平等 であるように努める。 であるように努める。	指導課	市民	継続
17	人権教育の充実を 図る研修の実施(事 業9再掲)	市人権教育推進委員会を 開催し、引き続き、研修を 行っていく。児童生徒への 人権尊重・男女平等教育に ついての指導の在り方等、 市内教員の理解を深める。	指導課	市	継続

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

現状と課題

市民一人ひとりが、仕事や家庭、地域での活動のバランスをとりながら、やりがいや 生きがいを実現することは、男女を問わず重要です。そのため、本市では、これまでに 講演会、男女平等推進情報誌「まなこ」等を通じて市民に情報を提供し、ワーク・ライ フ・バランスの普及・啓発に努めてきました。

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの理想としては、全体で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先したい人が 36.7%と最も多い一方で、現実で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先している人は 7.4%となっています。また、平成 29 (2017) 年度の調査に比べ、仕事を優先する人は減り、家庭を優先する人が増えている等一定の前向きな変化が見られますが、現実の傾向としては『「仕事」を優先』している人が 24.7%、『「家庭生活」を優先』している人が 18.6%となっており、一方で希望している人はそれぞれ 1.2%、6.9%と、いずれも理想と現実に大きな差が生じています(図表 $\Pi-1$ 、2)。

日頃の生活についてみると、育児・介護・家事への従事率は、男性が女性より低くなっています。また、職業以外の活動への参加率も男性が女性よりも低くなっています。 男性が家事等に参加するためには、「夫婦や家族でコミュニケーションをよくとる」、「長時間労働の是正や在宅勤務など多様な働き方ができる」があげられています。

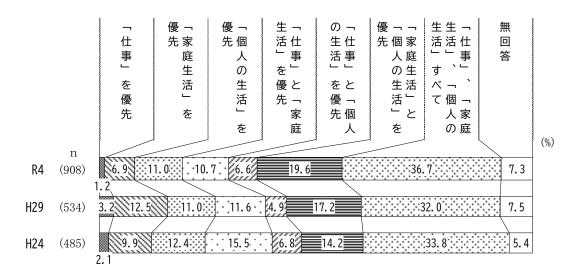
引き続き男性の子育で・介護・家事や職業以外の活動への共同参画を促進する、より 積極的な啓発を行う等、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発を続けていく必 要があります。また、労働者が主体的に能力の向上やキャリアの形成に取り組むことで、 自らが希望するライフスタイルの実現が図れるよう、事業者や労働者の支援を行うこと も必要です。

施策の方向性

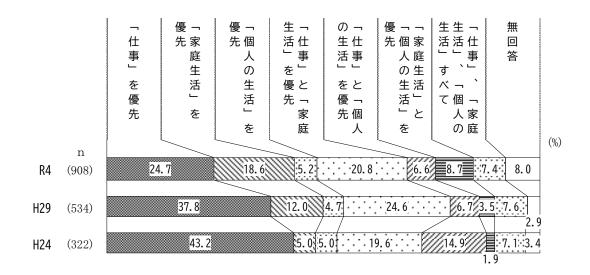
仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、市民に向けた講演会の実施や、市民や 事業者への情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発を 行います。

各世代の男性がライフステージに応じ、その個性と能力を生かすことができるように 男性向け講座の実施や男性の地域参加へのきっかけづくり等を支援するなど、男性の子 育て、介護、地域活動等への参画促進を図ります。

図表Ⅱ-1 仕事、家庭生活、個人の生活の理想の優先度(経年比較)



図表Ⅱ-2 仕事、家庭生活、個人の生活の現実の優先度(経年比較)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
18	ワーク・ライフ・バ ランスの推進に向 けた講演会や情報 提供の実施	ワーク・ライフ・バランス 実現に向けた理解を深め るため、講演会や情報提供 等を実施する。	男女平等推進センター 子ども子育て支援課 産業振興課 人事課	市民 事業者等 市	継続

施策(2)男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
19	男性向け講座等の 実施と学習グルー プ等への支援	男性の子育てを支援する 講座や体験学習を実施し、 育児への参加を促進する。 男性の参加が促進される ようニーズの把握を行う。	子ども家庭支援センター 児童青少年課 健康課	市民	継続
20	家族介護支援の推進	介護の知識や対応方法が 得られる講座や、相談・情 報交換の機会を提供し、精 神面と介護の負担軽減の 面から家族介護者を支援 する。	高齢者支援課	市民	継続
21	男性の地域参加へ のきっかけづくり	男性が興味や関心に応じて地域活動に参加するために、必要な情報を提供する。男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	地域支援課 生涯学習スポーツ課 高齢者支援課 児童青少年課	市民	継続
22	男性の子育て・介 護・地域活動等に関 する情報提供と啓 発	男性の育児・介護への参加 を呼びかけ、ワーク・ライ フ・バランスについての情 報提供及び啓発(講座の開 催・情報誌発行・SNSの 活用等)を行う。	男女平等推進センター 健康課 子ども家庭支援センター	市民	充実

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

本市では、市内企業の両立支援を促進するために、男女平等の推進を評価項目に盛り 込んだ総合評価方式の試行等を行うほか、モデル事業所として市職員の男性の育児休業 等の取得促進を行ってきました。

意識調査によると、性別等にかかわらず働きやすくなるために必要なこととしては、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方ができる」、「育児や介護について職場の理解と協力がある」、「保育サービスの充実」が上位に挙がっています(図表Ⅱ-3)。

市内の事業所は、従業員数 10 人未満の事業所が7割を超えており、それらの事業所において、特性に応じて取組みが進むよう支援をしていく必要があります。

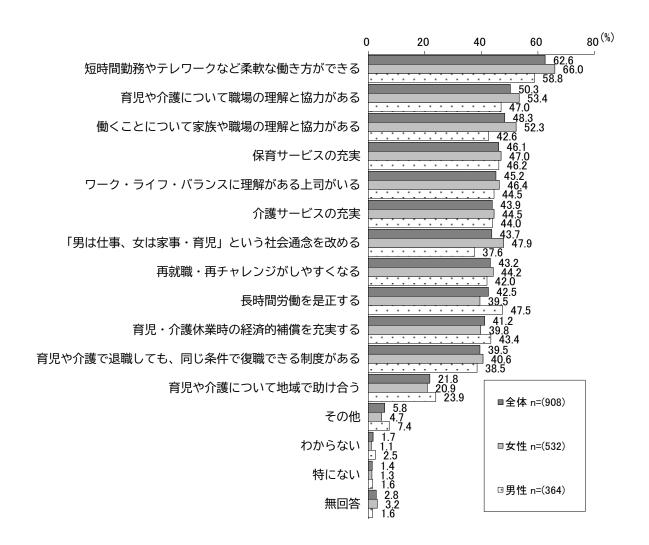
市の職員の働き方に関しては、超過勤務時間が長いことが課題となっています。

施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業者の好事例を共有する取組みを検討 するほか、各種制度の情報を提供する等、武蔵野市産業振興計画とも連動して、市内企 業との協働による取組みを進めます。

市は次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主行動計画を策定して業務の効率 化に努め、職員の超過勤務の縮減等の取組みを進める等、ワーク・ライフ・バランスの モデル事業所としての市役所の取組みを推進します。

図表Ⅱ-3 性別にかかわらず働きやすくなるために必要なこと(性別)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
23	ワーク・ライフ・バ ランスに関する事 例紹介等の検討	他の事業者に共有できる 好事例を事業者間で共有 する取組み等について検 討する。	産業振興課	事業者等	継続
24	育児·介護休業制度 の事業者への普及 の推進	育児・介護休業制度につい て事業者に向けた啓発や 働きかけを行う。	産業振興課	事業者等	継続

施策(2)ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
25	妊娠・出産・育児・ 介護と仕事との両 立支援	性別等にかわりなさ、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	人事課	市	継続
26	年次有給休暇の取 得促進や超過勤務 時間の縮減	超過勤務の実態把握・分析、年次有給休暇取得促進、タイムマネジメント力向上等、働き方を見直し長時間労働を是正することにより、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。	人事課	市	継続
27	柔軟な働き方の検 討	職員それぞれのライフス テージ等に合わせた柔軟 な働き方の実現に向け、働 き方の選択肢を増やすた め、時差勤務やテレワーク (在宅勤務)の検討・試行 実施等を行う。	人事課	市	充実

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

現状と課題

本市では、これまで子育て支援の施設や事業、高齢者福祉や介護保険サービスの充実、 家族介護者の負担軽減等に努めてきました。認可保育所をはじめとした保育施設の開設 により定員増を図った結果、市内待機児童数は減少し、令和2 (2020) 年度以降は0人 を維持しています。

意識調査によると、育児を「している」人は女性が男性よりも多く、従事時間も女性では8時間以上が最も多く、男性では1時間未満と $1\sim2$ 時間未満が多くなっています。また、男女平等社会を実現するために市の施策に望むことは、男女ともに「保育・介護制度の充実」が最も多くなっています(図表 $\Pi-4$)。同様に、コロナ禍での行動変化について、育児・介護の負担が悪化したと答えた人は女性 19.2%、男性 14.8%となっています。

引き続き育児・介護制度の充実に取り組む必要があります。なお介護に関しては、介 護人材の高齢化が課題となっています。

施策の方向性

育児をしている人も、している時間も女性の方が多いという現状があり、男女平等社会を実現するために、育児・介護制度の充実が望まれています。引き続き、子育て支援施設の整備やサービスの充実、保育所等を利用していない母親の子育てに関する悩みを解消し、孤立を防止するための支援や児童施設の機能充実等、子育て支援施策の充実に取り組みます。

「地域包括ケア人材育成センター」において、介護に関わる人材の確保と養成を一体的に行うほか、子育てと介護を同時に担う、いわゆる "ダブルケア・トリプルケア" への支援や介護離職防止のための取組みを検討する等、介護支援施策の充実を図ります。

80(%) 20 60 50.2 57.3 保育・介護制度の充実 40.4 45.2 49.8 学校での男女平等意識を育てる教育の推進 38.7 39.4 女性のキャリアアップ、起業、就業に役立つ訓練、相談や再就職支援 46.8 配偶者間の暴力(DV)への対策 男女平等に関する相談窓口の充実 ワーク・ライフ・バランスに関する施策の充実 性の多様性の理解促進・支援体制の整備 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の普及・啓発 女性の生涯を通じた健康支援 ■全体 n=(908) 男性に向けた男女平等に関する啓発 □女性 n=(532) 防災活動・震災準備での男女平等の推進 市の審議会などへの女性の参加推進 □男性 n=(364) 男女平等に関する講習会や学習機会の充実 男性のための悩み相談 地域コミュニティでの男女平等の推進 .0 19.5 男女平等に関する情報誌や図書、資料コーナーの充実 男女平等に関する活動をする団体への市民の参加促進 その他 わからない 特にない 無回答

図表Ⅱ-4 男女平等社会を実現するために市の施策に望むこと(性別)

資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)子育て支援施策の充実(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
28	子育て支援施設の 整備	孤立しがちな子育て家庭 を支援するため、親子の交 流の機会を提供する施設 の整備を行う。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
29	子育て支援施設のサービスの充実	認可保育所における専門 職の活用による相談事業 等を実施する。	子ども育成課	市民	継続
30	地域の子育て力向 上・子育て支援者の 育成及び子育てに 関する心身の負担 の軽減	子育でひろばのスタ育 でひろびテート がった かりった かりった かりった がりった がりった できる	子ども家庭支援センター	市民	継続
31	子ども家庭支援セ ンター事業の機能 の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民 事業者等	継続
32	病児・病後児保育の 拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	子ども育成課	市民	継続
33	保育の質の向上に 向けた取組みの推 進と希望する保育 施設へ入所できる 環境の整備	施設の取組みに対する総合的な支援等により保育の水準を高めるとともに、各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進める。	子ども育成課	市民	新規
34	児童施設の機能の 充実	地域子ども館(あそべえ・ 学童クラブ)等で子どもた ちが安全に過ごせるよう に、環境や施設の整備によ り地域での子育て支援の 機能を充実させる。	児童青少年課	市民	継続
35	障害児の放課後対 策の充実	障害児を対象とした放課 後等デイサービス事業所 等の参入を促進して基盤 整備を図る。	障害者福祉課	事業者等	継続

施策(2)介護支援施策の充実

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
36	介護に関わる人材 の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括にお材でのある「地域包括にお材の育成センター」に入材・福祉人材・養成、質の人、所で養成、質の人、所で養成、質の人、所に対して、所に対して、所に対して、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	継続
37	介護に関わる相談 体制と情報提供の 充実	サービス相談調整専門員 の一層の活用を図る。認知 症相談や在宅介護・地域包 括支援センター等窓口を さらに周知するとともに、 24時間365日の相談体制を 継続していく。	高齢者支援課	市民	継続
38	ダブルケア・トリプルケアへの支援や 介護離職防止のための取組みの検討	子と親、子と自分の親と配 偶者の親等、複数の家族に 対する介護の担い手を支 えるための取組みを検討 する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民	継続
39	家族介護支援の推 進(事業20再掲)	介護の知識や対応方法が 得られる講座や、相談・情 報交換の機会を提供し、精 神面と介護の負担軽減の 面から家族介護者を支援 する。	高齢者支援課	市民	継続

基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進

現状と課題

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市では、審議会等における女性委員の割合を高めるよう各課に働きかけてきました。令和5 (2023) 年4月1日現在、女性の割合は行政委員会で35.5%、附属機関で34.4%、その他要綱等で設置しているものでは56.0%であり、いずれも都内市合計より高い割合です(図表Ⅱ-5)。また、女性の職員や教員の活躍を推進するため、女性活躍研修や管理職試験の受験奨励を行ってきました。市職員の管理職に占める女性の割合は、令和5 (2023) 年4月1日現在、13.8%となっており、都内市部の平均(18.0%)を下回っています(図表Ⅱ-6)。政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けて、審議会等における女性委員の割合や、職員の管理職に占める女性の割合を高める取組みを一層進めていく必要があります。

【女性の再就職支援・起業支援】

本市では、これまでハローワーク等と連携し、女性の就職・再就職支援や起業に関する情報提供や相談会開催等の取組みを行ってきました。武蔵野市の女性の労働力率について、令和2 (2020) 年と平成27 (2015) 年を比較すると、すべての年齢階級で上昇しています。また、25歳~34歳が底となる「M字カーブ」はほぼ見られなくなっています(図表Ⅱ-7)。意識調査では、「再就職・再チャレンジがしやすくなる」ことが性別にかかわらず働きやすくなるために必要であるとの回答が平成29 (2017) 年の調査よりも大きく増えています。引き続き就職・再就職を支援する取組みを推進していく必要があります。

【女性の地域活動・防災活動への参画】

本市では、地域コミュニティにおいて多くの女性が活躍しています。地域防災においては、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きを作成する等の取組みを進めてきましたが、本市の防災会議における女性委員の割合は、令和5 (2023) 年4月1日現在で17.9%であり、さらなる女性の参画を進める必要があります。意識調査で「避難所で性別に応じてプライバシーが確保できるようにすること」が重要との回答は、女性は約8割、男性は約6割と違いが見られます。防災活動における女性の参画を促進し、実際に避難所を開設した他自治体の経験等にも学びながら多様な視点で災害対策を進める必要があります。

施策の方向性

審議会等の委員の女性割合や市職員や教員における指導的な地位に占める女性の割合を高める取組みを進め、政策・方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。

就職・再就職に関する情報提供や相談会の開催、スキルを身につけるための講座等の情報を提供する等、女性の再就職支援・起業支援を行います。

性別等にかかわりなく地域活動に主体的・積極的に参画できるよう啓発等を行うほか、 女性の視点を取り入れた地域防災を進めるため地域防災への女性の参画を進める等、女 性の地域活動・防災活動への参画促進を図ります。

図表Ⅱ-5 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法(第202条の3) に定める審議会※1			地方自治法(第 180 条の5) に定める委員会※2		その他審議会等			
	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
武蔵野市	616 人	212 人	34.4%	31 人	11人	35.5%	1,094人	613 人	56.0%
東京都 特別区合計	15,318人	4,620 人	30.2%	383 人	87 人	22.7%	18,129人	6, 451 人	35.6%
東京都 市合計	12,785人	4,032人	31.5%	776人	132 人	17.0%	11,709人	4,673人	39.9%
東京都	1,279人	550 人	43.0%	96 人	24 人	25.0%	1,409 人	543 人	38.5%

- **※**1 第202条の3
 - ・ 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、そ の担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- 第180条の5 **※**2
 - の れた。 動名で機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 ・ 教育委員会 ・ 選挙管理員会

 - 四
- 固定資産評価審査委員会
- 武蔵野市の「地方自治法 (第202条の3) に定める審議会」と「その他審議会等」における委員総数と女性委員数 ₩3 は、武蔵野市のデータに基づく。武蔵野市の「その他審議会等」は「要綱等で設置しているもの」とする。

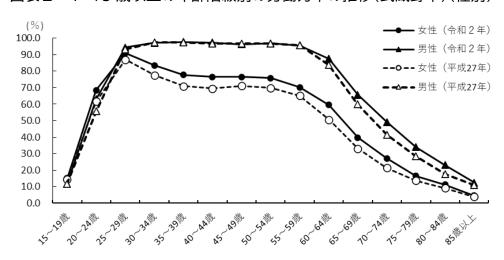
資料:東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」(令和5(2023)年度) (令和5(2023)年4月1日現在。東京都は令和4(2022)年4月1日現在)

図表Ⅱ-6 庁内管理職に占める女性職員の割合(武蔵野市、特別区、市、東京都)

	武蔵野市	特別区	市	東京都
管理職総数	109 人	2,432 人	2,633 人	3,490人
 うち女性	15 人	428 人	475 人	715 人
女性の占める割合	13.8%	17.6%	18.0%	20.5%

資料:東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」(令和5(2023)年度) (武蔵野市、特別区、市は令和5(2023)年4月1日現在。東京都は令和4(2022)年4月1日現在)

図表Ⅱ-7 15歳以上の年齢階級別の労働力率の推移(武蔵野市)(性別)



資料:総務省統計局「国勢調査」(平成 27 (2015) 年、令和 2 (2020) 年)

施策(1)政策・方針決定の場への女性の参画促進(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
40	市役所内の審議会 等における女性委 員の割合の向上	市が設置する各種委員会 の委員構成を男女いずれ の性も40%以上とするよ う女性委員の参画を促進 する。	男女平等推進センター総務課	市	継続
41	女性職員の活躍の 推進	女性職員のキャリア形成 を支援するため、キャリア ロスの防止や環境整備を 進め、管理職挑戦への動活 付けとなるよう、女性活会 に関する研修や講演を 実施、効率的に働くたジ ノウハウ共有、マネジ トカ向上を支援する。	人事課	市	充実
42	女性教員の管理職 試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の 受験を推奨する。	指導課	市	継続

施策(2)女性の再就職支援・起業支援

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
43	就職・再就職に関す る情報収集・提供や キャリア形成支援	女性の就職や再就職について、ハローワーク・東しごとセンターと連携し、就職に関する情報やスキルを身につけるための講座等の情報を提供するほか、相談会の開催を検討する。	産業振興課 男女平等推進センター	市民	継続
44	地域に根ざした起 業・就労・地域支援 に関する情報の提 供や育成支援	起業や就学やNPOいて 変等に で で で で で の で で に の で に の で に の で に の を に の を が 事 。 に の を が を で う の を を が を が を が を が の を が を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を が の を の を が の を が の を の を が の の の に の を が の の の の の の の の の の の の の	産業振興課 市民活動推進課 地域支援課	市民 事業者等	継続

施策(3)女性の地域活動・防災活動への参画促進

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
45	地域における男女 平等に関する啓発・ 情報提供	コミュニティ等において、 性別等にかかわりなく、主 体的・積極的に参画できる よう、男女平等に関する啓 発・情報提供を行う。	市民活動推進課	市民	新規
46	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における 男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れ た避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	防災課	市	継続

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

現状と課題

本市では、11月12日~25日(25日は「女性に対する暴力国際撤廃日」)の「女性に対する暴力をなくす運動」期間における暴力防止に関する様々な啓発活動のほか、デートD V防止出前講座、相談事業等を実施してきました。また、庁内連携体制の構築や市職員への研修、被害者の情報保護を目的とした住民情報系システムの改善等にも取り組んできました。

東京都福祉保健局によると、都内における配偶者暴力相談等件数は、過去10年間、増加傾向であり、ピークは令和2(2020)年度61,057件となっています。

令和4(2022)年の意識調査では平成29(2017)年の調査に比べて、親密な間柄で起きる行動について、それが暴力にあたると思うかとの問いに、「暴力にあたると思う」と答える人が増えており、同時に、暴力被害の経験があると答える人も増えています(図表Ⅲ-1)。ある行為が暴力に当たると認識することによって実際にその行為を受けたときに暴力の被害を受けたと認識することにつながっていると考えられます。

どこか(誰か)に相談をしたかについては、「相談した」人は全体で2割弱に留まっています。配偶者間での暴力(DV)やデートDVの対策や防止のために必要な施策については、「被害者の自立支援を行う」との回答が最も多くなっています(図表Ⅲ-2)。

引き続き、親しい間柄でも暴力は人権侵害であるとの意識を啓発し、暴力の未然防止と早期発見に取り組んでいく必要があります。相談窓口の周知を含め、相談事業の充実に取り組む必要があります。そのうえで、DVの被害者の安全を確保し、自立を支援するため、庁内の関係部署や関係機関等と連携を図り、配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援に取り組むことが大切です。

施策の方向性

配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け、女性に対する暴力をなくす運動やデートDV防止等の講座を実施し、身体的暴力だけでなく精神的な暴力もDVにあたるとの認識を広める等、暴力の未然防止と早期発見に取り組みます。

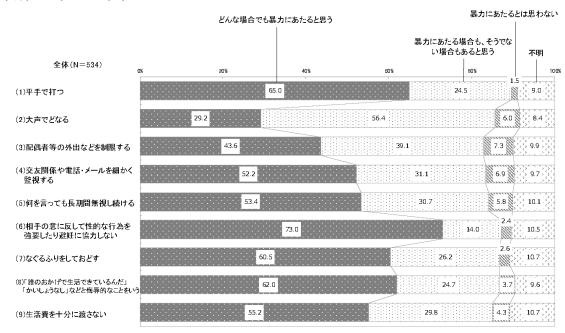
オンライン相談の検討や、相談窓口の周知の強化等、相談事業の充実を図ります。

被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、二次被害を防止するとともに、関係機関との連携を深め、被害者の意思を尊重した安全の確保と自立支援を行います。

被害者支援のネットワークの充実や相談関係職員の能力向上等、推進体制の整備を図ります。

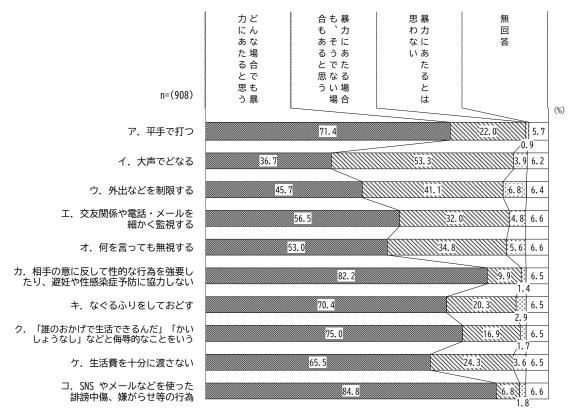
図表Ⅲ-1 暴力にあたると思うこと(経年比較)

<平成 29(2017)年>



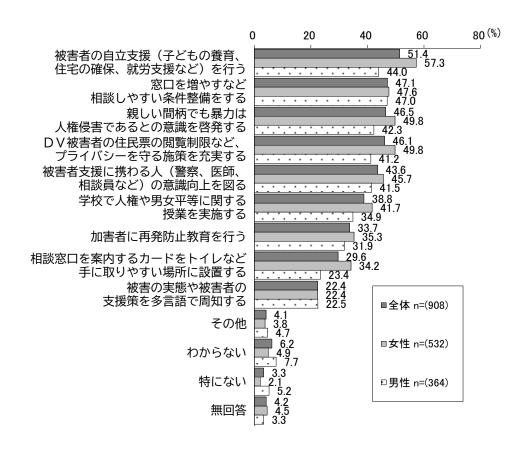
資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(平成30(2018)年3月)

<令和4(2022)年>



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

図表Ⅲ-2 配偶者間での暴力(DV)やデートDVの対策や防止のために必要な施策(性別)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)暴力の未然防止と早期発見

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
47	配偶者等からの暴 力の早期発見と発 生防止	様々な場面で庁内及び外 部の関係機関と連携し、配 偶者等からの暴力の早期 発見と発生防止に努める。	子ども家庭支援センター	市民	継続
48	男女平等の視点に 立った教育のため の出前講座 (事業12再掲)	市内の学校や保育施設等の協力を得て、男女平等の 意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理 解等をテーマに出前講座 を実施する。	男女平等推進センター	市民 事業者等	新規
49	「女性に対する暴 力をなくす運動」の 実施	市民団体と連携し、「女性 に対する暴力をなくす運 動」に合わせ、パネル展示 や講座等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
50	男女平等推進情報 誌「まなこ」におけ る広報	男女平等推進情報誌「まな こ」において、DV防止啓 発を継続して行う。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)相談事業の充実(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
51	女性相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の 担当部署との連携を強化 して問題の迅速な解決合 図る。利用しやすい総合 談窓口機能を整備する。 情報セキュリティ 慮し、オンライン相談の 入を検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
52	配偶者暴力に関する相談体制の整備	子ども家庭支援センター へ相談員を配置し、女性総 合相談窓口等庁内の関係 部署や庁外の関係機関と 連携して被害者に対する 相談支援を実施する。	子ども家庭支援センター	市	継続
53	配偶者暴力に関す る外国人相談者の 情報保障	相談者の年齢、国籍、障害 の有無にかかわらず相談 を受けやすい体制を整備 するため、関係課と調整・ 連携する。	子ども家庭支援センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
54	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、相談をの力を問知するためのカトドを問知するためのカトイレに貼付・配布する。 幅談につなげるため、医療・民生委員等関係機関への窓口等の周知を図る。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市民	継続
55	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
56	相談事業の成果を 他の事業へ生かす 体制づくり	相談によって表面化する 問題点を全庁的な問題と して取り上げ、関係部課の 取組みを推進する。	男女平等推進センター	市	継続

施策(3)安全の確保

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
57	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合 は、東京都や警察等と連携 し、一時保護する等子ども も含めて被害者の安全確 保を図る。	子ども家庭支援センター	市民	継続
58	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を受えため、住民情報の表をり、関係各ので情報共有し、加害者へよりに指報の漏えいがないうととでは、引き続き、被害者をに、引き続き、関研修を継続的に行う。	子ども家庭支援センター 情報政策課	市	継続

施策(4)自立支援

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
59	庁内ネットワーク を生かした被害者 支援の推進	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会において、情報共有、研修、マニュアルの随時見直し等を行い、庁内のネットワークを生かした被害者支援を推進する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
60	被害者への自立支援	相談員による同行支援等 を実施するほか、住居の確 保、就労、就学等に係る助 言を継続し、メンタルケン が必要な被害者に対して は適切な機関につなぐ実 自立に向けた支援を する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
61	子どもに対する心 理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民市	継続

施策(5)推進体制の整備

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
62	庁内ネットワーク を生かした被害者 支援の推進(事業59 再掲)	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会において、情報共有、研修、マニュアルの随時見直し等を行い、庁内のネットワークを生かした被害者支援を推進する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
63	東京都等庁外関係 機関との連携	東京都が行う近隣4市と 管内警察との関係機関連 絡会や相談員連絡会等に おいて、関係機関との情報 交換や連携を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
64	相談関係職員の能 力向上	東京都等が実施する研修 会への参加等を通じ、継続 的に相談に関わる職員の スキル向上を目指す。	市民活動推進課 男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
65	配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実について検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

現状と課題

本市では、「女性に対する暴力をなくす運動」において、関連図書展示や冊子の配布等 を通して、様々な暴力防止のための啓発をしてきました。

東京都産業労働局によると、過去5年間のセクシュアル・ハラスメント労働相談件数は令和元(2019)年度をピークとして、減少が続いています。また、警視庁によると令和4(2022)年度のストーカー事案の相談等件数(全国)は、19,131件であり、平成29(2017)年度以降減少が続いています。

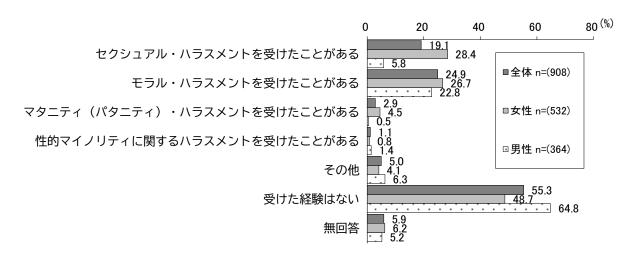
意識調査によると、ハラスメントを受けた経験について、最も多い回答は、男女ともに「受けた経験はない」ですが、受けたことがあるものとして全体で多いのは、「モラル・ハラスメント」、次に「セクシュアル・ハラスメント」となっています(図表Ⅲ-3)。また、どこか(誰か)に相談をしたかについては、「相談した」人は全体で2割弱です。相談しなかった理由では、「相談するほどのことではないと思った」や「相談しても無駄だと思った」等の回答が多くなっています(図表Ⅲ-4)。

性に関するハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する、許されない行為であり、引き続き、市民や事業者に対し、様々な機会を通じて啓発活動を行う必要があります。 暴力やハラスメントを受けた人が、適切に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知を含め、相談事業の充実に取り組み、関係機関と連携・協力して支援を行う必要があります。

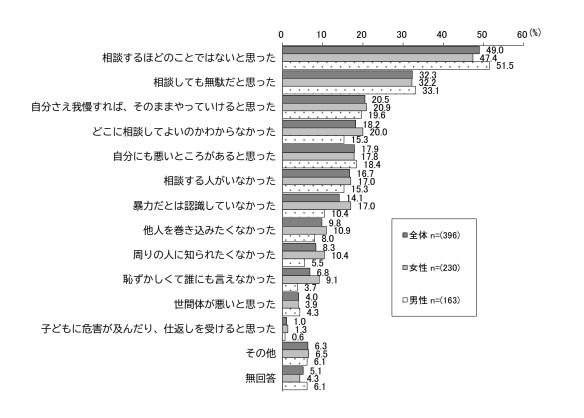
施策の方向性

性に関するハラスメントやストーカー行為、性犯罪等は、性別等にかかわらず、被害者の人権を侵害するものであり男女平等社会の実現を妨げるものであるとの認識に立ち、女性に対する暴力をなくす運動をはじめ、関連図書展示等様々な機会を通して、市民や事業者に対して啓発を実施します。また、被害者に対する支援や相談等の体制を整備し、性に関するハラスメントやストーカー等への対策を行います。

図表Ⅲ-3 ハラスメントを受けた経験(性別)



図表Ⅲ-4 相談しなかった理由(性別)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)性に関するハラスメントやストーカー等への対策

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
66	性に関するハラス メントやストーカ ー、性暴力等の防止 のための情報提供 や啓発	様々な機会を通して、事業 者等や市民に対して性に 関するハラスメントやス トーカー行為、性暴力等の 防止についての情報提供 や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
67	ストーカー行為等 の被害者に対する 支援	ストーカー行為等の規制 に関する法律の一部改正 に基づき、ストーカー行為 等の被害者に対する支援 に努める。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
68	「女性に対する暴力をなくす運動」の 実施(事業49再掲)	市民団体と連携し、「女性 に対する暴力をなくす運 動」に合わせ、パネル展示 や講座等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
69	女性相談窓口の実 施(事業51再掲)	健康、法律、家庭相談等の 担当部署との連携を強化 して問題の迅速な解決合 図る。利用しやすい総合 談窓口機能を整備する。 た、情報セキュリティを 慮し、オンライン相談の 入を検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
70	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性 に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設 コーナーを設置する等啓 発に努める。	図書館	市民	継続

基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等複雑化、多様化、複合化しています。また、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされていました。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする「売春防止法」から脱却させ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために必要な事項を定めた、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました(令和6(2024)年4月1日施行)。

それを受け、「困難な問題を抱える女性(性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。))」について、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市の基本計画を定め、啓発や相談等の支援を計画的・総合的に行う必要があります。

施策の方向性

困難な問題を抱える女性の支援には福祉的な視点が必要であるとの認識に立ち、市としての基本的な計画を定め支援を行っていきます。

ホームページ等を活用し、困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知及び啓 発を図ります。

困難な問題を抱える女性に対する相談と支援を行うための女性相談支援員を配置し、 庁内、民間団体を含む庁外の関係機関と連携して被害者の立場に立った相談、支援を行います。

施策(1)支援に関する周知及び啓発

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
71	困難な問題を抱え る女性に対する支 援に関する周知及 び啓発の実施	困難な問題を抱える女性 に対する支援について周 知及び啓発する。	子ども家庭支援センター 男女平等推進センター	市民	新規

施策(2)推進体制の整備(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
72	困難な問題を抱え る女性に対する相 談支援体制の整備	子へし内を連え援る精のにし支援を財務の大阪の大阪では、大阪の大阪では、大阪の大阪の大阪では、大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大阪の大	子ども家庭支援センター	市民	新規
73	女性相談支援員に対する研修の充実	女性相談支援員は東京都 等が実施する研修会等へ 積極的に参加し、支援スキ ルの向上を目指す。	子ども家庭支援センター	市	新規

基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

現状と課題

本市では、これまでひとり親家庭への各種手当や助成、ハローワーク等との連携による就労支援に加え、ひとり親家庭の子どもへの教育支援等を行ってきました。高齢者・ 障害者に対しては、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、虐待の防止に努めて きました。

武蔵野市の母子世帯・父子世帯の9割は母子世帯です。母子世帯の就業者のうちパート・アルバイト等の占める割合は38.8%であり、父子世帯の4.9%と比較し多くなっています。また、「同居親族を含む世帯全員の収入」は、母子世帯が373万円、父子世帯が606万円となっています(図表Ⅲ-6)。

東京都福祉保健局の調査によると、被虐待高齢者(東京都)は女性が74.7%、男性が25.3%であり、被虐待障害者(東京都)は女性が63.9%、男性が36.1%となっています(図表Ⅲ-7)。

内閣府の令和4(2022)年度こども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態にある人のうち、女性の占める割合は40~64歳で半数を超えています。

意識調査によると、自身の性別や恋愛感情への違和感・悩みがある人は全体の3.3%となっています。同調査では、男性同士、女性同士の同性婚もあってもよいという考え方に全体の6割程度の人が賛成しています。また、性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策は、「学校における性の多様性を理解するための教育」が最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備(トイレ・更衣室など)を整備する」、「パートナーシップ制度の普及」と続いています(図表Ⅲ-8)。

令和5 (2023) 年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布·施行され、「心身の発達に応じた教育及び学習の振興」、「知識の着実な普及」、「相談体制の整備」等が地方公共団体の役割とされました。

施策の方向性

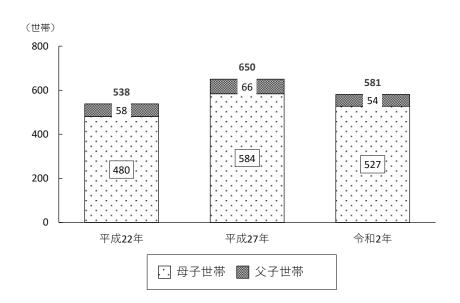
女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立ち、次のような支援を行います。

ひとり親家庭等への支援については、実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援等も含めた総合的・体系的な支援を行います。

高齢者・障害者への支援については、家族介護者の負担の増加等により、虐待が増える恐れがあるため、家族を孤立させないための取組みを含め、虐待の未然防止や早期発見、支援の体制づくりを行います。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場をつくります。

性的マイノリティ等への支援については、学校において児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮しニーズに基づいた個別対応を行うほか、教育相談と連携して支援を行います。また、むさしのにじいろ相談の実施や、パートナーシップ制度の普及・推進に向けて東京都等と連携して取り組むほか、施設・設備のあり方の検討を行います。



図表Ⅲ-5 母子世帯・父子世帯(武蔵野市)

資料:総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)

図表Ⅲ~6	母子世帯・父子世帯の状況(全国	∄)
$1\times17\times111-0$		瓦I /

		母子世帯	父子世帯
1 世帯数		119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由		離婚 79.5%(79.5%) [79.6%] 死別 5.3%(8.0%) [5.3%]	離婚 6 9.7% (7 5.6%) [7 0.3%] 死別 2 1.3% (1 9.0%) [2 1.1%]
3 就業状	況	86.3%(81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
	就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8%(44.2%) [49.0%]	69.9%(68.2%) [70.5%]
	うち 自営業	5.0%(3.4%) [4.8%]	14.8%(18.2%) [14.5%]
	うち パート・アルバイト等	38.8%(43.8%) [38.7%]	4.9%(6.4%) [4.6%]
4 平均年 [母又は2	間収入 父自身の収入]	272万円(243万円) [273万円]	518万円(420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]		236万円(200万円) [236万円]	496万円(398万円) [492万円]
6 平均年	間収入 族を含む世帯全員の収入]	373万円(348万円) [375万円]	606万円(573万円) [605万円]

[※] 令和3 (2021) 年度の調査結果は推計値であり、平成28 (2016) 年度の調査結果との比較には留意が必要。

資料:厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」(令和4(2022)年)

^{※ ()} 内の値は、前回(平成 28 (2016) 年度)調査結果を表している。(平成 28 (2016) 年度調査は熊本県を 除いたものである)

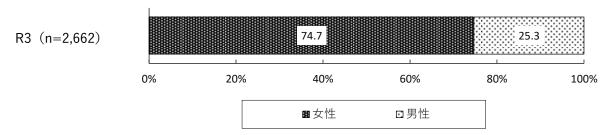
^{※ []} 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

^{※「}平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2 (2020) 年の1年間の収入。

[※] 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、

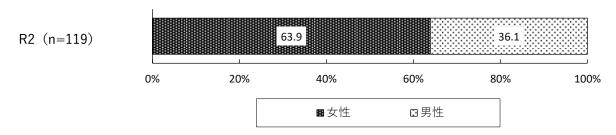
分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

図表Ⅲ-7 被虐待高齢者·被虐待障害者の性別(東京都) <被虐待高齢者の性別(東京都)>



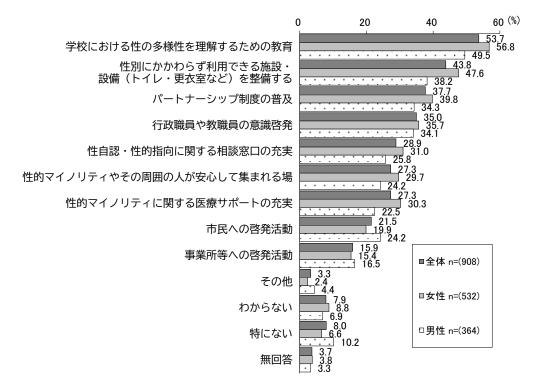
資料:東京都福祉保健局「令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援 等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(令和4 (2022) 年)

<被虐待障害者の性別(東京都)>



資料:東京都福祉局「都内における障害者虐待の状況」(令和2(2020)年度)

図表Ⅲ-8 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策(性別)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)ひとり親家庭等への支援(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
74	ひとり親家庭の自 立促進計画の見直	ひとり親家庭へ効果的な 支援を行うため、第六次子 どもプラン武蔵野の策定 時に計画の見直しを行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
75	ひとり親家庭への 経済的支援	各種の手当、助成、福祉資 金の貸付、就学援助により 経済的な支援を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民	継続
76	ひとり親家庭等へ の自立支援	ハローワークと連携した 求職者支援や、職業訓練・ 求職・就業時におけるホームヘルプサービスの提供 等により就労に向けた支援を行う。また、生活困窮 世帯の自立支援のため、伴 走型の相談支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続
77	ひとり親家庭等の 子どもへの学習・生 活支援	家庭訪問による学習・生活 支援及び補習教室での学 習支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続

施策(2)高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
78	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切 な援助を行うために、高齢 者及び障害者虐待防止連 絡会議の開催、介護サービ ス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関す る研修等を実施する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民事業者等	継続
79	消費者被害の防止 対策の推進	消費生活センター ・	産業振興課 安全対策課 高齢者支援課 障害者福祉課	市民	充実

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
80	心のバリアフリー 事業の推進	共生社会の実現に向けて、 地域において障害特性を 正しく理解するための体 系的な講習会を実施する。	障害者福祉課	市民 事業者等	継続
81	生きづらさを抱え る女性への支援	ひきこもり等、生きづらさ を抱える女性が安心して 参加し、当事者同士でつな がることができる場を聞 供し、互いの困難を聞きあ い、話し合う中で力を得 いく機会をつくる。	生活福祉課	市民	新規

施策(3)性的マイノリティ等への支援

	個別施策				
No.	事業名	内容 主管課		対象者	区分
82	学校教育における 個別的支援	性的マイノリティ等について、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	指導課	市民	継続
83	むさしのにじいろ 相談の実施	当事者やその周囲の人々を を対象とした専門相談の認知知 実施する。相談の認い 高めるため、市報・SN 等を活用し広報を行う。し 報セキュリティを考慮し オンライン相談の導入を 検討する。	男女平等推進センター	市民	充実
84	パートナーシップ 制度の普及・推進	東京都との協定に基づい て相互の連携を推進する 等、パートナーシップ制度 利用者が活用できる施策 等の拡充に向けた取組み を推進する。	男女平等推進センター	市民	継続
85	施設・設備のあり方 の研究	国や東京都の動向、他自治 体や民間の事例等の情報 収集や研究を行う。	男女平等推進センター	市	新規

基本施策5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進

現状と課題

本市では、女性特有の疾病予防のため、乳がん・子宮がん検診を行っていますが、どちらも受診率の目標値である50%に達しておらず、受診者数のさらなる増加対策が課題となっています。また、子宮頸がん予防ワクチン(HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン)は、接種後に多様な症状がみられたことをきっかけに、平成25(2013)年6月以降積極的な勧奨を差し控えていましたが、国の検討部会において、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨を差し控える状態を解消し、令和4(2022)年度より順次、個別勧奨を再開したため、令和4(2022)年度の子宮頸がんワクチンの接種人数は1,366人と、前年より増加しています。

各種検診、ワクチン接種等について、効果的な広報を行い、受診率の向上を図る必要があるが、ワクチン接種については被接種者に丁寧な情報提供を心掛けることが重要です。また、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期等各段階の身体的変化に配慮し、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等に取り組む必要があります。また、予期せぬ妊娠をした方に対する支援を行う必要があります。互いの性を理解し、尊重し合うことが大切です。また、個人の自己決定権や権利としての健康が保証されるよう、リプロダクティブヘルス/ライツに関する情報提供や啓発に継続的に努めていくことが必要です。「性と生殖」に関する確かな情報や手段を知り、より自分の決定権を高められるよう、発達の段階や子どもの実態に応じた包括的な性教育が求められています。

施策の方向性

女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階の身体的変化に配慮し、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等に関する事業を行う等、各種健康診断等の充実を図ります。

お互いの性を理解し尊重し合うことができるよう支援するとともに、個人の自己決定権や権利としての健康が、生涯を通して保障されるよう、情報提供や啓発を行うほか、小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行う等、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を図ります。

施策(1)各種健康診断等の充実

個別施策					
No.	事業名	内容 主管課		対象者	区分
86	乳がん・子宮頸がん 検診の受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規度の診者への啓発と受診率レスを目指す。また、ブレアウェアネスの普及とでで、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	健康課	市民	継続
87	子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)定期接種等の実施	小学校6年~高校1年相当の女子を対象に、日本の原因となるHPVの原因となるHPVの原因となるHPVのクチン)の接種を関がのでの受診のでのの受診のでののでは、予防でののでは、手ができる。をは、ままでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずで	健康課	市民	新規
88	母体ケアに関する 事業の実施	妊娠期から子育で期まにで、 お妻子保健事業「ゆり本事理の と支援をりいる事理の として母体し、産時の を関発し、産時の はじて啓発し、産時の はで、むを で、むを で、むを の」を体し、要を の」を の、要を の、要を の、要を の、要を の、要を の、要を の、要を の、の要は の、のの。 を の、のの。 のの。 を のの。 のの。 のの。 のの。 のの。 のの	健康課	市民	継続
89	健康をおびやかす 様々な問題につい ての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱 用等の防止について、他関 連機関と連携し、情報共 有・提供を行う。	健康課	市民	継続
90	骨粗しょう症予防 事業の実施	骨粗しょう症検診と健康 講座を実施し、健康の保持 増進を図る。	健康課	市民	継続

施策(2)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発(★)

	個別施策				
No.	事業名	内容 主管課		対象者	区分
91	リプロダクティブ・ ヘルス/ライツに 関する情報提供や 啓発	リプロダクティブ・ヘルス /ライツに関する情報提 供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

	個別施策				
No.	事業名	内容	内容 主管課		区分
92	発達の段階や子ど もの実態に応じた 性に関する指導の 実施(事業11再掲)	保育の中で自分の体の大切さを伝える取組みを行う。小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	子ども育成課 指導課	市民	充実

基本目標IV 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

基本施策1 計画推進体制の整備・強化 -

現状と課題

本市では、平成10 (1998) 年に「むさしのヒューマン・ネットワークセンター(現: 男女平等推進センター)」を開設し、同センターを推進拠点として、男女平等の推進に向けた講座の開催や男女平等推進情報誌「まなこ」の発行、団体活動の支援や相談事業を行ってきました。平成29 (2017) 年には、「男女平等の推進に関する条例」を制定し、本市における男女平等推進に向けて、様々な取組みを進めています。

意識調査において「知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み」を平成29 (2017) 年度と比較すると、「男女平等の推進に関する条例」の認知度は増加しました。武蔵野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」の認知度に大きな差は見られず、男女平等推進情報誌「まなこ」の認知度は減少しました(図表IV-1)。

男女平等推進の拠点としての機能の充実に向け、各施策の認知度を向上させ広く周知し効果的に男女平等意識を啓発していくとともに、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えるため、情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」のあり方を含めた検討が必要です。

施策の方向性

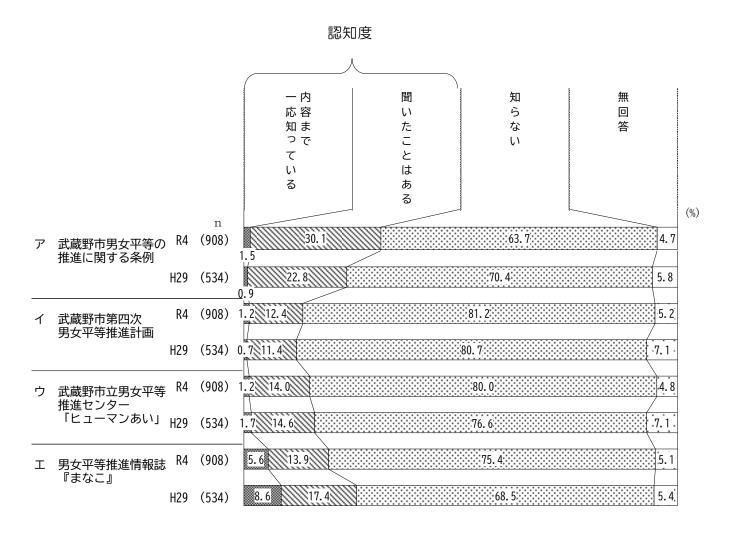
男女平等社会の実現のためには、市政のあらゆる分野において、男女平等の理念に配慮した各施策の展開がなされることが重要です。

男女平等の推進に関する条例ガイドブックを活用すること等により「男女平等の推進 に関する条例」の定着の推進を図ります。

本市の男女平等の推進の特色である、市民参加による男女平等の推進を継続します。 本計画を着実に実施するため、男女平等推進審議会及び庁内推進会議を中心に、計画の 進捗状況を点検・評価し、それに基づき各課において改善策を検討・実施することによ り、課題の解決に向けて取り組む庁内推進体制の整備を行います。

男女平等を推進するための情報誌「まなこ」について、より効果的な発行のあり方や 発行方法について検討します。また、これまで男女平等推進センターの果たしてきた役 割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行ったうえで、機能充実を図ります。

図表Ⅳ-1 知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み(経年比較)



資料:「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策(1)「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
93	条例の理解に向け た取組み	条例ガイドブックを活用 すること等により、条例の 周知・理解を図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策(2)市民参加による男女平等の推進

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
94	むさしの男女平等 推進市民協議会等 市民活動の支援	むさしの男女平等推進市 民協議会をはじめ男女平 等推進登録団体等に対し、 補助・事業委託・情報提供 等の活動支援を行う。	男女平等推進センター	事業者等	継続
95	男女平等推進審議 会の運営	計画策定及び計画の進捗 状況の点検評価や課題解 決のため男女平等推進審 議会を設置運営する。	男女平等推進センター	事業者等	継続
96	男女平等推進セン ター企画運営委員 会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	男女平等推進センター	事業者等	継続

施策(3)庁内推進体制の整備

	個別施策					
No.	事業名	内容	内容 主管課 対象者			
97	庁内推進会議の運 営	計画の掲げる事業の進行 管理を行い、男女平等推進 審議会の提言を参考に、新 たな課題解決に向け協議 する。	男女平等推進センター	市	継続	
98	事業の進捗状況調 査及び市民への公 開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会で報告する。	男女平等推進センター	市民	継続	

第3章 基本目標IV 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
99	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に 関する理解を深め、それぞ れの業務について男女平 等の視点でも捉えられる ように各種研修を行う。	人事課 男女平等推進センター	市	継続

施策(4)男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実(★)

	個別施策						
No.	事業名	内容	内容 主管課 対象者				
100	男女平等推進セン ター「ヒューマンあ い」の機能充実	「男女平等推進センター 条例」制定から10年を迎え るため、これまでセンター の果たしてきた役割を検 証し、今後の課題・方向性 について整理を行い、機能 充実を図る。	男女平等推進センター	市	充実		
101	講座修了者のフォ ローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行う等、フォローアップを図る。	男女平等推進センター	市民	継続		

施策(5)男女平等推進情報誌等の発行と周知

	個別施策				
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
102	男女平等推進情報 誌「まなこ」の発行 と周知(事業5再掲)	男女平等推進情報誌「まな こ」について、第五次 平等推進計画の課題について、 平等推進計画のり上げる。 また、男女平等を推進する た、男女平等をして、 が果的な発行のあり 発行方法について検討する。	男女平等推進センター	市民	充実

数値目標

前計画の目標値に対する達成状況 1

前計画の目標値に対する令和4(2020)年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標	+七+亜	現状値		目標値	目標値に対する 達成状況
	指標	平成29 (2017)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和4 (2022)年度
基本目標 I 男女平等の意識 を育むまち	男女共同参画週間事業参加 団体(団体数)	11団体	10団体	15団体	減少 😂
	ワーク・ライフ・バランスを 知っている人の割合(%)	57.1%	35.7%	70%	減少 😂
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	50.3%	49.4% ^{* 1}	50%	減少 😝
	市役所職員一人当たりの 年間超過勤務時間数(時間)	213.2時間	181.5時間	150時間	改善合
│ │基本目標Ⅱ	市役所内における女性管理 職の割合(%)	11.4%	13.0% ^{* 1}	20%	改善
生活と仕事が両立でき、個性と	市役所内における男性の 育児休業の取得率(%)	55.0%	88.2%	60%	達成
能力を発揮でき	市役所内における男性の 出産支援休暇の取得率(%)	95.0%	94.1%	100%	減少 😝
るまち	病後児保育 (人・か所数)	875人 2 か所	423人日 3か所	3,840人日 3か所	減少 😂
	一時保育事業(幼稚園型) (人・か所数)	46,862人 13か所	62,830人 13か所	68,000人 13か所	達成
	一時保育事業(その他) (人・か所数)	5,965人 6か所	5,515人 7か所	12,320人 7 か所	減少 😂
	保育定員(認可保育所) (人・か所数)	1,902人 20か所	3,088人 37か所	2,991人	達成
	「DV防止法」を知っている 人の割合(%)	35.0% ^{* 2}	19.1%	60%	減少 岑
基本目標Ⅲ	女性総合相談・法律相談を 知っている人の割合(%)	16.7% ^{*3}	8.6%	25%	減少 😂
人権を尊重し、 あらゆる暴力を	学校におけるデートDV 防止出前講座(校数)	5 校	1 校	6 校	減少 😂
許さないまち	乳がん検診受診率(%)	14.4%	26.2%	50%	改善 🖒
	子宮がん検診受診率(%)	34.7%	37.8%	50%	改善 🖒
基本目標IV 男女平等推進の	「男女平等の推進に関する 条例」を知っている人の 割合(%)	23.7%	31.6%	50%	改善 🖒
体制づくりに取	男女平等推進センターを 知っている人の割合(%)	16.3%	15.2%	25%	減少 🗳
り組むまち ※ 1 令和4	「まなこ」を知っている人 の割合(%) 2022) 年4月1日時点	26.0%	19.5%	35%	減少 😂

- ※1 令和4 (2022) 年4月1日時点※2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合
- ※3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

達成	目標値に対して現状値(令和4(2022)年度)が達成している場合			
改善 🖒	目標値に対して未達成であるが、現状値(令和4(2022)年度)が現状値(平成29(2017) 年度)に対して改善(上昇)している場合(目標値未設定の場合も含む)			
減少 😂	目標値に対して未達成であり、現状値(平成29(2017)年度)に対して減少(下降)して いる場合			

2 目標値の設定

本計画で設定する目標値は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		令和4 (2022)年度	令和10 (2028)年度		
基本目標 I 男女平等の 意識を育む まち	男女共同参画週間事業参加団 体(団体数)	10団体	13団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等
基本目標Ⅱ 本活両性を をまち をまち	ワーク・ライフ・バランスを 知っている人の割合(%)	35.7%	70%	男女平等に関す る意識調査	推進セン ター -
	市役所内の審議会等における 女性委員の割合(%)	49.4% ^{* 1}	男女いずれの 性も40%以上	男女平等推進計 画推進状況調査	
	市役所職員一人当たりの 年間超過勤務時間数(時間)	181.5時間	第三次特定事業 主行動計画前期 計画の数値目標 を目標とする (令和6年度策	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における女性管理職 の割合(%)	13. 0% ^{* 1}			
	市役所内における男性の育児 休業の取得率(%)	88.2%			
	市役所内における男性の出産 支援休暇の取得率(%)	94.1%	定予定)		
	病後児保育(人・か所数)	423人日 3か所	 第六次子どもプ ラン武蔵野の数	子どもプラン 武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型) (人・か所数)	62,830人 13か所	値目標を目標と する(令和6年		
	一時保育事業(その他) (人・か所数)	5,515人 7か所	度策定予定)		
基本目標Ⅲ 人権を尊重 し、あらゆる 暴力を許さ ないまち	受けた暴力やハラスメントに ついて相談をしなかった人の 割合(%)	66.7%	62% ^{* 2}	男女平等に関す る意識調査 男女平等推進計 画推進状況調査	男女平等 推進セン ター
	女性総合相談を知っている人 の割合(%)	9.8%	15%		
	むさしのにじいろ相談を知っ ている人の割合(%)	4.5%	10%		
	男女平等の視点に立った教育 のための出前講座(回)	_	5回		
	乳がん検診受診率(%)	26.2%	32% ^{* 3}	・健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	37.8%	46% ^{* 3}		
基本目標IV 男女平等推 進の体制づくりに取り 組むまち	武蔵野市パートナーシップ制 度を知っている人の割合 (%)	29.2%	35%	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	男女平等推進センターを知っ ている人の割合(%)	15.2%	25%		
	「まなこ」を知っている人の 割合(%)	19.5%	30%		

^{※1} 令和4(2022)年4月1日時点

^{※2}割合を下げることを目標とする※3令和 11 (2029) 年度の目標値

推進体制

計画の推進 1

(1)推進体制

市長の附属機関である「武蔵野市男女平等推進審議会」において、計画の策定や進捗状 況、施策に関わる重要事項について審議し、市長に答申します。市は答申をふまえて男女 平等推進施策を展開します。

全庁横断的な推進体制として、「武蔵野市男女平等庁内推進会議」により、互いに計画の 進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努めます。

市民・男女平等推進団体・事業者

連携・協働

武蔵野市

庁内推進体制

武蔵野市男女平等庁内推進会議

〔構成〕(副市長を議長、関係部長による庁内推進会議)

- ・市民部を担任する副市長
- ・総合政策部長
- ・健康福祉部長
- ・総務部長
- ・子ども家庭部長
- ・市民部長
- ・教育部長
- ・市民部市民活動担当部長



武蔵野市男女平等庁内推進会議幹事会

〔構成〕(関係13課の課長職)

男女平等推進センター ヒューマンあい

諮問



進捗状況 調查·報告

答申



実施状況 点検·評価

武蔵野市男女平等 推進審議会

男女平等の推進に関する 条例第23条に基づき設置

〔構成〕(12名以内)

- 学識経験者
- ・男女平等の推進を目 的とする団体が推薦 する者
- ・男女平等の推進に関 する機関の職員
- ・公募による市民

(2)連携と協働

施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業 者等と協働して取り組みます。

(3) 推進計画の効果的な進行管理

年度ごとに進捗状況を確認し、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第 23 条により 男女平等推進審議会から評価を受け、年次報告書を作成し、公表します。

進捗状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組みに反映します。

(4)計画の数値目標

本計画の進捗状況をわかりやすく見える化するため、数値目標を設定します。本計画独自の数値目標以外は、個別計画における進行管理を優先しつつ、本計画と連携を図ります。



1 武蔵野市男女平等の推進に関する条例

平成29年3月22日条例第1号

改正

令和元年7月1日条例第22号 令和3年9月29日条例第23号

目次

前文 第1章 総則(第1条-第8条)

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策 (第9条―第 22条)

第3章 男女平等推進審議会(第23条)

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理(第24 条・第25条)

第5章 雑則 (第26条)

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以 来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同 参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進する ための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、 一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりを推進し てきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運 動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推 進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を 担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の 意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因 する差別や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差 等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、 情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様 化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感 できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるも のであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平 等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を 定め、武蔵野市以下「市」という。)、市民及び事業者等の 責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定 めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的か つ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現するこ とを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方 (性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的 指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向か うかの指向をいう。)を含む。)をいう。
 - (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわりなく、そ の人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自

- らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画 する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、 責任を分かち合うことができることをいう。
- (3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市 内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内におい て活動する個人をいう。
- (4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において 活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活 動を行う個人をいう。
- (5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。 ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い
- (6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。 アドメスティック・バイオレンス (配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成13年法律第31号) 第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力 (身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。) イストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成12年法律第81号)第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。)
- (7)性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的 な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を 与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与え ることをいう。
- (8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並 びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単 に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及 び社会的に完全に良好な状態であることをいう。
- (9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理 し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのため の情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。
- (10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。
- (11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善 し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な 措置をいう。
- (12) パートナーシップ制度 性別等にかかわりなく、お 互いを人生のパートナーとして、日常生活において、 互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、 安心して暮らし続けられることを目的として、市長が パートナーシップの届出を受理した場合に、受理した ことを証する書面を交付する制度をいう。

(基本理念)

- 第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。
 - (1) 全ての人が、性犯罪、親密な関係における暴力等そ

- の他の性別等に起因する暴力(以下単に「性別等に起因する暴力」という。)、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害(以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。)を受けることなく、個人として尊重されること。
- (2)全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識 並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣 行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を発揮 し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択でき ること
- (3)全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4)全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力 及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域 及び仕事の場における活動との調和のとれた生活を営 むことができること。
- (5)全ての人が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6)全ての人が、国際社会及び国内における男女平等に 係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的 又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有 することで複合的に困難な状況にある者への支援が行 われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境 の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあら ゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支え る意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。 (市の責務)
- 第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策 を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ず るものとする。
- 2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。
- 3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市 民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。
- 4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解 を深め、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会のあら ゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努める ものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。

(事業者等の責務)

- 第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において 男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に 最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要 な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別 等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性 に関するハラスメントを行わせてはならない。
- 2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 3 市、市民及び事業者等は、性自認又は性的指向に関する 公表を強制し、又は禁止してはならない。
- 4 市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性自認又 は性的指向を第三者に公表してはならない。

(公表される情報への配慮等)

第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、 性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的 な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別 等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するも のとする。

第2章 男女平等の推進に関する基本的施策 (男女平等推進計画の策定)

- 第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画 的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画(男女共同 参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規 定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」とい う。)を策定するものとする。
- 2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。) に諮問するものとする。
- 3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及 び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措 置をとるものとする。
- 4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(推進計画の年次報告)

第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を 作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表する ものとする。

(推進体制等)

- 第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的 に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上 の措置を講ずるものとする。
- 第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例(平成 27年12月武蔵野市条例第63号)第1条に規定する武蔵野市 立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を、 男女平等を推進するための拠点とする。
- 2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。
- 3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、 性別等に起因する暴力に関するものを受けるための窓口 を設置する。
- 4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。 (調査研究)
- 第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発、普及及び広報)

- 第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進 に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、 メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援 を行うものとする。

(市民及び事業者等の活動に対する支援)

第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び 事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うもの とする。

(性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)

- 第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の場その他の社会の あらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向け て必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力に より被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。 (家庭生活と社会生活との調和)
- 第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活 における活動と地域及び仕事の場における活動との調和

のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現 できるよう必要な支援を行うものとする。

(パートナーシップ制度の実施)

- 第18条 パートナーシップの届出を受理したことを証する書 面の交付を受けようとする者は、規則で定めるところによ り、市長に届け出るものとする。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で 定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書 面を交付する。この場合において、合意契約公正証書その 他規則で定める書類の提出を受けたときは、当該提出を受 理したことを証する書面を併せて交付する。
- 3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ ヘルスに関する支援)

第19条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとと もに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実 現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な 支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第20条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第21条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関する あらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう 必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第22条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

- 第23条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、 審議会を設置する。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について 審議し、及び答申する。
 - (1)推進計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。
 - (3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男 女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策につい ての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関 すること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推 進のため必要があると認める事項について、市長に意見を 述べることができる。
- 4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する 者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12 人以内をもって組織する。
- 5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前 任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなら ない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職 員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年 2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関 して必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理 (苦情の申立て)

第24条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立て ることができる。

- 2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。
- 3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

- 第25条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵 野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委 員会」という。)を設置する。
- 2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。
- 3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施 する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要がある と認めるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述 べることができる。
- 5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に 定めるところによる。
- 7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び 運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法 第14条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同 参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計 画となり、同一性をもって存続するものとする。

(武蔵野市立武蔵野市民会館条例の一部改正)

3 武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市 条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵野市立男女共同参画推進センター条例の一部改正)

4 武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成27年12 月武蔵野市条例第63号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

付 則(令和元年7月1日条例第22号抄) (施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。 付 則(令和3年9月29日条例第23号) この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期:令和5 (2023) 年4月1日から令和7 (2025) 年3月31日

◎:会長 ○:副会長

	氏名	所属等
1	生駒夏美	国際基督教大学教養学部アーツ・サイエンス学科教授
2	伊藤隆子	武蔵野硝子(株)代表取締役
3	大島登志子	むさしの男女平等推進市民協議会会長
4	大田静香	武蔵野市助産師会会長
5	○小林智子	弁護士(かえで通り法律事務所)
6	篠原由美子	公募委員(吉祥寺北町在住)
7	髙丸一哉	武蔵野市教育委員会統括指導主事
8	中村邦子	公募委員(吉祥寺南町在住)
9	中村敏子	特定非営利活動法人女性のスペース結代表理事
10	三上義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑寿園ケアセンター統括施設長
11	◎諸橋泰樹	フェリス女学院大学文学部コミュニケーション学科教授
12	渡辺大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授

(50音順・敬称略)

3 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過

	日時	場所	内容
1	令和 5 (2023)年 5月15日	市役所 812会議室	・男女平等推進審議会日程(案)について ・計画策定の背景について ・計画の基本的な考え方について ・計画の体系(案)について
2	6月19日	男女平等 推進センター 会議室	・計画の体系(案)について ・困難な課題を抱える女性への支援に関する法律について ・新基本目標 I 男女平等の意識を育むまち 現状と課題、施策 ・新基本目標IV男女平等推進の体制づくりに取り組むまち 現状と課題、施策
3	7月19日	男女平等 推進センター 会議室	・第五次男女平等推進計画の策定について ①新基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発 揮できるまち 現状と課題、施策
4	8月18日	男女平等 推進センター 会議室	・第五次男女平等推進計画の策定について ①新基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち 現状と課題、施策 ②新基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 現状と課題、施策
5	9月29日	男女平等 推進センター 会議室	・第五次男女平等推進計画中間のまとめ(素案)について ①第1章、第2章 ②第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画 基本目標Ⅰ、基本目標Ⅲ
6	10月30日	男女平等 推進センター 会議室	・第五次男女平等推進計画中間のまとめ(素案)について ①第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画 基本目標II、基本目標IV ②重点施策 ③数値目標
7	11月15日	男女平等 推進センター 会議室	・第五次男女平等推進計画(案)中間のまとめについて ・第四次男女平等推進計画推進状況評価(令和4年度実績 分)について
8	令和6 (2024)年 2月2日	男女平等 推進センター 会議室	・第五次男女平等推進計画中間のまとめ(素案)に対する パブリックコメント及び市民意見交換会の意見一覧と回 答(案)について ・第五次男女平等推進計画(案)及び概要版について

4 武蔵野市立男女平等推進センター条例

平成27年12月22日条例第63号 改正 平成29年3月22日条例第1号

(設置)

第1条 武蔵野市(以下「市」という。)における男女平等 社会の実現を目指し、男女平等に関する施策の総合的な推 進を図ることを目的として、武蔵野市立男女平等推進セン ター(以下「センター」という。)を武蔵野市境2丁目3 番7号に設置する。

(管理)

第2条 センターは、武蔵野市長(以下「市長」という。) が管理する。

(事業)

- 第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に 掲げる事業を行う。
 - (1) 男女平等の推進に係る学習、研修その他啓発に関すること。
 - (2) 男女平等の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 男女平等の推進を目的とする市民及び団体の交流 及び活動の支援に関すること。
 - (4) 男女平等の推進に係る市民相談及び社会参加の促進に関すること。
 - (5) 男女平等の推進に係る調査及び研究に関すること。
 - (6) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男 女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策につい ての苦情に関すること。
 - (7) センターの施設を利用に供すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める 事業

(施設)

- 第4条 センターに設ける施設は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 会議室
 - (2) 相談室
 - (3) 交流コーナー
 - (4) 情報コーナー

(休館日)

- 第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 木曜日
 - (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月 31日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時まで とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、 これを変更することができる。

(使用の承認)

- 第7条 会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。
 - 2 市長は、前項の承認をするときは、管理上必要な 条件を付することができる。
 - 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、 優先的にその使用を承認することができる。
 - (1) 男女平等の推進を目的とする講演会、講習会その 他の会議を実施するために使用する場合
 - (2) 市が事業で使用する場合

(使用の不承認)

第8条 市長は、会議室を使用しようとする者が、次の各号

のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないことができる。

- (1) センターの施設又は当該施設に附帯する設備及び 器具(以下「附属設備」という。)を損傷するおそれが あるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営 上支障があるとき。

(使用期間の制限)

第9条 会議室の使用期間は、同一の使用者(第7条第1項 の規定により使用の承認を受けた者をいう。以下同じ。) が使用する場合又は同一の使用目的で使用する場合は、引 き続き3日(休館日を除く。)を超えることはできない。 ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限り でない。

(使用料)

第10条 会議室の使用料は、別表のとおりとする。 (使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額 し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第12条 使用者は、第10条に規定する使用料を使用の承認の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不環付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別 の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付す ることができる。

(使用の承認の取消し等)

- 第14条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、承認した事項を変更し、又は使用の承認を 取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。
 - (1) 第8条各号のいずれかに該当することとなったと き。
 - (2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に 違反したとき。
 - (3) 使用の目的又は条件に違反したとき。
 - (4) 係員の指示に従わないとき。
 - (5) 不正又は偽りの行為により、使用の承認を受けたとき。
 - (6) 災害、工事その他センターの管理上支障があると 市長が認める事由によりセンターを使用することがで きなくなったとき。
- 2 前項の規定により承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合(同項第6号に該当するときを除く。)において使用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。(使用権の譲渡等の禁止)
- 第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の禁止)

第16条 使用者は、会議室に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、その使用が終了したとき又は第14条第1 項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の

- 中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。 ただし、 あらかじめ市長の承認を受けたときは、 この限りでない。
- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる

(損害賠償の義務)

- 第18条 センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。
- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。 (武蔵野市民会館の事業との連携)
- 第19条 市長は、必要があると認めるときは、武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市条例第36号)第18条第1項に規定する武蔵野市立武蔵野市民会館運営委員会の意見を聴いて、第3条に規定するセンターの事業と同条例第4条に規定する武蔵野市立武蔵野市民会館の事業との連携を図るための措置を講ずるものとする。(委任)
- 第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成28年8月規則第95号で、同年10月1日から施行)

(準備行為)

2 第7条第1項の規定による申請、承認その他この条例を 施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前 においても行うことができる。

付 則(平成29年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第10条関係)

区分	使用料
午前(午前9時から正午まで)	800円
午後(午後1時から午後5時まで)	1,200円
夜間 (午後6時から午後10時まで)	1,400円
全日 (午前9時から午後10時まで)	2,800円

備考

- 1 区分の欄に掲げる使用時間は、センターの管理上支障がないと市長が認める場合に限り、1時間未満の範囲内で延長することができる。この場合において、使用料の額は、使用の承認を受けた区分の欄に応じ、当該使用料の欄に定める額に当該額の10分の3に相当する額を加えた額とする。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合のこれらの区分の間の時間については、使用料を 徴収しない。

5 武蔵野市男女平等に関する意識調査概要

(1)調査の目的

男女平等に関する市民の意識を把握し、武蔵野市第五次男女平等推進計画の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2)調査の設計

①調査対象者:武蔵野市内在住の満18歳以上の市民 2,000人

②抽 出 方 法:住民基本台帳からの無作為抽出

③調 查 方 法:郵送配布-郵送·WEB回収併用

④調 査 期 間: 令和4(2022)年8月31日(水)から9月21日(水)まで

(3)回収状況

①配 布 数:2,000人

②有効回収数:908人

(女性:534人 男性:364人 それ以外:1人 回答しない:4人 無回答:5人)

③有効回収率:45.4%(前回調査:35.6%)

④回収方法内訳:郵送 578人 (63.7%)、WEB 330人 (36.3%)

(4)調査の内容

- ①あなた自身について
- ②日頃の生活について
- ③ワーク・ライフ・バランスについて
- ④男女平等意識について
- ⑤コロナ禍での行動変化について
- ⑥性の多様性について
- ⑦暴力やハラスメントについて
- ⑧市の施策について

6 パブリックコメントの実施結果

(1) 実施の趣旨

武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)の中間のまとめについて、市民の皆様から幅広 くご意見をいただき、さらに内容を深めて計画を作成するために実施。

(2) パブリックコメント

①周知方法:市報12月15日号、市HPに掲載。「武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)

中間のまとめ概要版」を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター・図書館・コミュニティセンターに配布、全文を男女平等推進

センター、各図書館、市HPに閲覧用として配布。

②募集方法:電子メール、FAX、郵送、直接持参のいずれか

③募集期間:令和5(2023)年12月15日~令和6(2024)年1月5日

④応募状況:4人

(3) 市民意見交換会

①周知方法:市報12月1日号、市HPに掲載。チラシを市内公共施設や関係団体に配布。

②日 時:令和5(2023)年12月18日午後6時30分~8時

③会 場:武蔵野プレイス スペース()

④出 席 者:武蔵野市男女平等推進審議会会長、同審議会副会長

武蔵野市市民活動担当部長、男女平等推進担当課長

⑤参加人数:1人

(4) 意見の要旨及び審議会の対応

テーマ	意見(要旨)	審議会の対応

7 男女平等推進の主な動き

	国連関係	国・都	武蔵野市
1970年代	1975年6月(昭和50年)		
	国際婦人年	1075 (07 (07 (07 (07 (07 (07 (07 (07 (07 (07	
	世界会議(メキシコシティ) 〇世界行動計画 採択	1975年9月(昭和50年) 〇総理府婦人問題担当室 設置	
	○1976~85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言	ONEN 州人问题近日主 改造	
		1976年6月(昭和51年)	
		〇「民法」 一部改正	
		(離婚時の氏使用可能等)	
		1977年1月(昭和52年)	
		〇国内行動計画 策定	
		1977年10月(昭和52年)	
		○国内行動計画 前期重点目標 発表	
	1979年12月(昭和54年)	1978年11月(昭和53年) 東京都	
	○女子差別撤廃条約 採択	宋 示 印 ○「婦人問題解決のための東京都行動計画」 策定	
1980年代	1980年7月(昭和55年)	1980年7月(昭和55年)	
	「国連婦人の10年」 世界会議(コペンハーゲン)	○女子差別撤廃条約 署名 	
	○国連婦人の10年後半期行動プログラム 採択		
	4004 to E (PRITE EO to)		
	1981年2月(昭和56年) ○ILO第156号条約	1981年5月(昭和56年)	
	(家族的責任を有する労働者条約)	〇国内行動計画 後期重点目標 決定	
	第67回ILO総会で採択		
		1983年1月(昭和58年) 東京都	
		○婦人問題解決のための新東京都行動計画	
		「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定	
		1984年5月(昭和59年)	
		〇「国籍法・戸籍法」 一部改正・施行	
		(父系血統主義から父母両系血統主義へ)	
		1985年6月(昭和60年)	1985年4月(昭和60年) 〇婦人行動計画関連事項の担当 決定
	1985年7月(昭和60年)	○女子差別撤廃条約 批准(72番目)	・・・・(市民活動課)
	「国連婦人の10年」最終年	〇「男女雇用機会均等法」 成立	
	世界会議(ナイロビ) ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 採択		1985年10月(昭和60年) ○婦人問題懇談会(第一期) 設置
	()	1986年4月(昭和61年)	
		〇「男女雇用機会均等法」 施行	1986年7月(昭和61年)
			○婦人問題に関する意識調査 実施
			1986年12月(昭和61年)
		4007 b F F (PT 1-00 b)	〇婦人問題懇談会(第一期) 報告書提出
		1987年5月(昭和62年) ○西暦2000年に向けての新国内行動計画 策定	1987年6月(昭和62年)
			○婦人問題懇談会(第二期) 設置
			1007 (77 1000 (7)
			1987年9月(昭和62年) ○婦人問題に関する意識調査 実施
			1989年4月(平成元年)
			○児童婦人部児童婦人室婦人問題担当 設置
			1989年10月(平成元年)
			○婦人問題関係者会議 開催
1990年代			1990年2月(平成2年)
	1990年3月(平成2年)		○第1回女性親善使節団
	国連経済社会理事会 ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する		シンガポール・マレーシアへ派遣 ○婦人団体名簿 発行
	第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論 採択		○ 加八凶 仲 石 海 光 1]
			1990年9月(平成2年)
			〇『武蔵野市女性行動計画』 策定
			1990年12月(平成2年)
			○『統計に見る武蔵野の女性』 発行

国連関係	国・都	武蔵野市
		1991年2月(平成3年)
	1991年3月(平成3年)	〇平成2年度女性関係行政推進会議 開催
	東京都 ○女性問題解決のための東京都行動計画 「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定	○女性行動計画推進市民会議(第一期) 発足 ○女性情報誌『まなこ』 第1号発行
	1991年5月(平成3年)	
	○西暦2000年に向けての新国内行動計画	1991年12月(平成3年)
	(第一次改定) 策定	○第2回女性親善使節団 タイ王国へ派遣
	1992年4月(平成4年)	1992年3月(平成4年) ○女性行動活動推進市民会議報告書(第一期)提出
	〇「育児休業法」 施行	
	S TASKINSKIZI WELL	1992年5月(平成4年) 〇平成4年度女性関係行政推進会議 開催
		1992年7月(平成4年) 〇女性行動計画推進市民会議(第二期) 発足
		1992年10月(平成4年) ○第3回女性親善使節団
		中国へ派遣
		1993年2月(平成5年) ○女性問題に関する意識調査 実施
		1993年9月(平成5年) 〇女性行動計画推進市民会議報告書(第二期)提出
		1993年11月(平成5年) ○第4回女性親善使節団 韓国へ派遣
		1994年3月(平成6年) 〇「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討す
		員会 発足 1994年4月(平成6年)
		〇児童婦人部児童婦人室婦人計画係 改称 1994年5月(平成6年)
	1994年7月(平成6年)	〇平成6年度女性関係行政推進会議 開催
1994年9月(平成6年) 世界人口・開発会議(カイロ) 〇リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した	■ ○総理府男女共同参画室 設置 ■	1994年10月(平成6年) ○第5回女性親善使節団
行動計画を採択	1995年6月(平成7年)	インドネシアへ派遣
	○LO第156号条約 批准(23番目)	1995年8月(平成7年)
1995年9月(平成7年)	(家族的責任を有する労働者条約)	○女性NGOフォーラム視察団
第4回世界女性会議(北京) ○北京宣言及び行動綱領 採択	1995年11月(平成7年)	北京へ派遣
	○東京ウィメンズブラザ 開館	1996年3月(平成8年) ○「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構造検討委員会報告書 提出
		1996年4月(平成8年) ○児童女性部児童女性課女性計画係 改称
		1996年5月(平成8年) 〇平成8年度女性関係行政推進会議 開催
		1996年7月(平成8年) 〇女性行動計画推進市民会議(第三期) 発足
	1996年12月(平成8年) ○男女共同参画2000年プラン 策定	1997年1月(平成9年) ○女性問題に関する意識調査 実施
		1997年4月(平成9年)
		○女性団体活動補助金制度 開始 1997年5月(平成9年)
	1997年6月(平成9年) 〇「男女雇用機会均等法」「労働基準法」 「育児・介護休業法」 改正	〇平成9年度第1回女性関係行政推進会議 開催
	TO STREET STORY SAME	1997年10月(平成9年) 〇女性行動計画推進市民会議報告書(第三期)提出

	国連関係	国・都	武蔵野市
			1997年12月(平成9年) 〇平成9年度第2回女性関係行政推進会議 開催
		1998年3月(平成10年)	1998年3月(平成10年)
		東京都	〇『武蔵野市第二次女性行動計画』 策定
		○男女平等推進のための東京都行動計画 「男女が平等に参画するまち東京プラン」 策定	1998年5月(平成10年) 〇平成10年度第1回女性関係行政推進会議 開催
			1998年6月(平成10年) 〇女性行動計画推進市民会議(第四期) 発足
		400 E 4 E (E N 4 E)	1998年11月(平成10年) 〇むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設
		1999年4月(平成11年) ○(改正)「男女雇用機会均等法」	1999年5月(平成11年)
		「労働基準法」「育児·介護休業法」施行	〇平成11年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		1999年6月(平成11年) 〇「男女共同参画社会基本法」 成立·施行	
2000年代		2000年3月(平成12年) 〇「東京都男女平等参画基本条例」成立·施行	2000年3月(平成12年) 〇女性行動計画推進市民会議報告書(第四期) 提出
	2000年6月(平成12年)		2000年6月(平成12年)
	国連特別総会 女性2000年会議(ニューヨーク)	2000年11月(平成12年) 〇「ストーカー行為等規制法」 施行	○平成12年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2000年12月(平成12年) 〇男女共同参画基本計画 策定	
		2001年1月(平成13年) 〇内閣府男女共同参画局 設置	
		2001年4月(平成13年)	
		○「配偶者暴力防止法」 成立	2001年5月(平成13年) 〇平成13年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2002年1月(平成14年)	2001年7月(平成13年) 〇女性行動計画推進市民会議(第五期)発足
		東京都	
		○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン2002」 策定	
		2002年4月(平成14年) 東京都	2002年4月(平成14年) ○企画政策室市民活動センター男女共同参画担当 設置
		○配偶者暴力相談支援センター業務を開始 ○(改正)「育児·介護休業法」 施行	2002年6月(平成14年) 〇平成14年度第1回女性関係行政推進会議 開催
			2002年8月(平成14年) ○男女共同参画に関する意識調査 実施
			2003年1月(平成15年) 〇女性行動計画推進市民会議報告書(第五期)提出
		0000 57 5 (77 4 1 5 5)	2003年6月(平成15年)
		2003年7月(平成15年) 〇「次世代育成支援対策推進法」 成立 〇「少子化社会対策基本法」 成立	○平成15年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2004年6月(平成16年)	2004年4月(平成16年) 〇『武蔵野市男女共同参画計画』策定
		○「配偶者暴力防止法」一部改正	○□ 以風封 中力 久 六 川 参 回 計 回 』 東 た
		2004年7月(平成16年) 〇「性同一性障害者特例法」 施行	2004年11月(平成16年) 〇平成16年度第1回男女共同参画推進会議 開催
		2004年12月(平成16年) 〇「育児·介護休業法」 一部改正	
		2005年4月(平成17年)	
		○(改正)「育児·介護休業法」 施行	2005年8月(平成17年) 〇平成17年度第1回男女共同参画推進会議 開催
	2005年12月(平成17年)	2005年12月(平成17年)	
	国連「北京+10」	○男女共同参画基本計画(第2次) 策定	•

	国連関係	国・都	武蔵野市
		2006年3月(平成18年)	
		○「東京都配偶者暴力対策基本計画」 策定	
		2006年6月(平成18年)	
		〇「男女雇用機会均等法」 改正	2006年8月(平成18年) ○平成18年度第1回男女共同参画推進会議 開催
		2007年3月(平成19年)	〇十成10年及第1回为父共问参回推進去被 開催
		東京都	
		○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン2007」策定	
		, (1) (1) (1) (1) (1)	
		2007年4月(平成19年)	2007年4月(平成19年)
		○(改正)「男女雇用機会均等法」 施行	○企画政策室市民協働推進課男女共同参画担当 改称
		2007年7月(平成19年)	
		○「配偶者暴力防止法」 改正	2007年8月(平成19年) 〇男女共同参画推進市民会議 発足
			0分叉只向多圆推延市民去藏 先足
		2027 (107 (104 (104)	2007年10月(平成19年)
		2007年12月(平成19年) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」	○平成19年度第1回男女共同参画推進会議 開催
		及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
		2008年1月(平成20年)	
		〇(改正)「配偶者暴力防止法」 施行	
		2008年4月(平成20年)	
		○「パートタイム労働法」 改正	2008年7月(平成20年)
			○平成20年度第1回男女共同参画推進会議 開催○男女共同参画に関する意識調査 実施
			2008年11月(平成20年) 〇男女共同参画推進市民会議報告書 提出
			2008年12月(平成20年) 〇平成20年度第2回男女共同参画推進会議 開催
		2009年3月(平成21年)	2009年3月(平成21年)
		〇「東京都配偶者暴力対策基本計画」 改定	〇「武蔵野市第二次男女共同参画計画」 策定
		2009年6月(平成21年)	2009年4月(平成21年) 〇男女共同参画推進会議 改称·改組
2009年8月](平成21年)	〇「育児・介護休業法」 一部改正	○ 方 久 共 问 参 画 推 進 云 議 「
	撤廃委員会 本審査の総括所見発表		2009年9月(平成21年) ○平成21年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催 ○「武蔵野市第二次男女共同参画・団アグションプラン」 策定 ○男女共同参画推進市民会議(第2期) 発足
2010年代 2010年3月](平成22年)		
〇国連「北: 記念会会	京+15」 ☆(ニューヨーク)「宣言」 採択		2010年7月(平成22年) 〇平成22年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催
			2010年11月(平成22年)
		2010年12月(平成22年)	○男女共同参画推進市民会議(第2期)意見書 提出
2011年1月](平成23年)	○「第3次男女共同参画基本計画」 策定	
	men 正式発足		2011年2月(平成23年) 〇配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議 設置
			2011年6月(平成23年) 〇平成23年度第1回男女共同参画庁内推進会議開催
			2011年9月(平成23年) 〇男女共同参画推進市民会議(第3期) 発足
	(平成24年) 連婦人の地位委員会 議決案 採択		
		2012年3月(平成24年) 東京都	2012年4月(平成24年)
		果京都○男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス&サポート東京プラン2012」 策定○「東京都配偶者暴力対策基本計画」 改定	○むさしのヒューマン・ネットワークセンター直営化
		2012年6月(平成24年)	2012年6月(平成24年)
		2012年6月(平成24年) ○「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策 定	
			2012年7月(平成24年) 〇平成24年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催

国連関係	国・都	武蔵野市
		2012年10月(平成24年)
		〇男女共同参画推進委員会 発足
		○市民部市民活動推進課男女共同参画担当 改称
		2012年11月(平成24年)
		○男女共同参画に関する市民意識調査 実施
	2013年2月(平成25年)	2013年2月(平成25年)
2013年3月(平成25年)	○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	○男女共同参画に関する職員アンケート調査 実施
○第57回国連場人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2013年5月(平成25年) 〇「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」 策定	
	2013年6月(平成25年)	2013年6月(平成25年)
	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する	○男女共同参画フォーラム 実施(第1回)
	条約の実施に関する法律」 成立 〇「配偶者暴力防止法」 一部改正26	
	2013年7月(平成25年)	2013年7月(平成25年)
	〇「ストーカー規制法」 改正	○平成25年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催
		2013年11月(平成25年)
	2013年12月(平成25年)	〇武蔵野市第三次男女共同参画計画に向け
	○(改正)「民法」 施行 (嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化)	た委員会報告書 提出
	2014年1月(平成26年)	2014年1月(平成26年)
2014年3月(平成26年)	〇(改正)「配偶者暴力防止法」 施行	〇「武蔵野市第三次男女共同参画計画」(「武蔵
○第58回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2014年4月(平成27年)	野市配偶者暴力対策基本計画」を包含) 策定
	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する	2014年8月(平成26年)
	条約(ハーグ条約)」 発効	○平成26年度男女共同参画庁内推進会議 開催
	○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 条約の実施に関する法律」 施行	
	2014年9月(平成26年)	
	○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム 開催 □	
	2014年10月(平成26年)	2014年10月(平成26年)
	○「すべての女性が輝く社会づくり本部」 設置	○平成26年度男女共同参画推進委員会 発足
	2014年11月(平成26年)	
	○「リベンジポルノ被害防止法」 成立・施行	2015 F O F (T + 27 F)
2015年3月(平成27年)		2015年2月(平成27年) 〇武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称)
○国連「北京+20」		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
○第59回国連婦人の地位委員会 宣言及び決議 採択	2015年6月(平成27年)	2015年6月(平成27年)
	○「女性活躍加速のための重点方針2015」 策定	〇平成27年度男女共同参画庁内推進会議 開催
2015年8月(平成27年)	2015年8月(平成27年)	
OUN Women 日本事務所 開設	○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム 開催 □	
2015年9月(平成27年)	2015年9月(平成27年)	
○「国連持続可能な開発サミット」 開催 ○「持続可能な開発目標(SDG's)」 採択	〇「女性活躍推進法」 制定·一部施行	2015年10月(平成27年) 〇平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置
		2015年11月(平成27年)
	2015年12月(平成27年) 〇「第4次男女共同参画基本計画」 策定	○男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 発足
	2016年2月(平成28年)	
	東京都 〇「東京都女性活躍推進白書」 策定	
2016年3月(平成28年)	2016年3月(平成28年)	
○第60回国連結人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	○「育児·介護休業法」一部改正 ○「男女雇用機会均等法」一部改正	
	2016年4月(平成28年)	
	○「女性活躍推進法」 全面施行	
İ	2016年5月(平成28年)	0010 57 5 (35 \$ 00 5)
	○「女性活躍加速のための重点方針2016」 策定	2016年7月(平成28年)

2017年3月(平成29年) ○第61回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2016年12月(平成28年) ○「ストーカー規制法」一部改正 ○国際女性会議WAW! 開催 2017年1月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行 ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行 2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ○(改正)「ストーカー規制法」全面施行	2016年10月(平成28年) ○武蔵野市立男女共同参画推進センター条例 施行 ○市民部市民活動推進課男女共同参画推進センター 設置 ○むさしのヒューマン・ネ・ケワークセンターを市民会館に移転「男女共同参画推進センター」に改称 2016年11月(平成28年) ○平成28年度男女共同参画推進委員会 発足 2017年1月(平成29年) ○女性総合相談を平日夜間・休日のみ開始 2017年3月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」成立 2017年4月(平成29年)
	○「ストーカー規制法」一部改正 ○国際女性会議WAW! 開催 2017年1月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行 ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行 2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正 東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	○平成28年度男女共同参画推進委員会 発足 2017年1月(平成29年) ○女性総合相談を平日夜間・休日のみ開始 2017年3月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」成立
	○「ストーカー規制法」一部改正 ○国際女性会議WAW! 開催 2017年1月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行 ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行 2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正 東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	2017年1月(平成29年) 〇女性総合相談を平日夜間・休日のみ開始 2017年3月(平成29年) 〇「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」成立
	○(改正)「育児・介護休業法」施行 ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行 2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正 東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	○女性総合相談を平日夜間・休日のみ開始2017年3月(平成29年)○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」成立
	○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行 2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定 2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定	2017年3月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」 成立
	○「育児·介護休業法」 一部改正 東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」 策定 2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」 策定	○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」 成立
○第61回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	東京都 〇「東京都男女平等参画推進総合計画」 策定 2017年6月(平成29年) 〇「女性活躍加速のための重点方針2017」 策定	
	2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」 策定	2017年4月(平成29年)
	○「女性活躍加速のための重点方針2017」 策定	
	○「刑法」一部改正	○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」 施行 ○「男女平等推進センター」に改称 ○女性総合相談を市民相談係より移管 ○男女平等推進審議会 発足
	2017年7月(平成29年)	2017年7月(平成29年)
	○(改正)「刑法」 施行(強姦罪から強制性交等罪へ、非親告罪化等)	○平成29年度男女平等庁内推進会議 開催
	2017年10月(平成29年)	2017年10月(平成29年)
	〇(改正)「育児·介護休業法」 施行	○「武蔵野市男女平等に関する意識調査」実施
	2017年11月(平成29年)	2017年11月(平成29年)
	○国際女性会議WAW! 開催	〇男女平等に関する職員アンケート調査 実施
		2017年12月(平成29年)
		〇むさしのにじいろ電話相談(臨時) 実施
2018年3月(平成30年) ○第62回国車婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択		
		2018年4月(平成30年) 〇女性法律相談開始
	2018年5月(平成30年) 〇「政治分野における男女共同参画推進法」成立・施行	
	2018年6月(平成30年) ○「女性活躍加速のための重点方針2018」 策定	
	2018年10月(平成30年)	2018年10月(平成30年)
	東京都 〇「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」成立	○性の多様性を理解し等重するまち武蔵野市 宣言レインボームサシノシ宣言 ○むさしのにじいろ電話相談毎月実施開始
<mark>2019年3月(平成31年)</mark> ○W20日本を開催(第5回WAW!と同時開催)		2019年3月(平成31年) 〇「武蔵野市第四次男女平等推進計画」(「武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画」、 「武蔵野市女性活躍推進計画」を包む)策定
	2019年4月(平成31年)	
	東京都 ○「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行	
	2019年6月(令和元年) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関す る法律等の一部を改正する法律」公布 ○「配偶者暴力防止法」一部改正	
		2019年11月(令和元年) 〇「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市 宣言レインボームサシノシ宣言」を市長が実施
	2019年12月(令和元年) ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律施行規則等」改正 東京都	

国連関係	国·都	武蔵野市
	2020年1月(令和2年) ○「事業主が職場における優越的な関係を背景 とした言動に起因する問題に関して雇用管理 上講ずべき措置等についての指針」告示	
		2020年4月(令和2年) 〇「武蔵野市第六期長期計画」策定
	2020年6月(令和2年) 〇「労働施統合推進去」、「男女雇用機会均等去」、「育児介 護休業去」改正よる職場におけるハラスメント対策組と	
2020年10月(令和2年) ○国連女性の地位委員会「北京+25」	記念会合 2020年12月(令和2年)	
	○「第5次男女共同参画基本計画」策定	
		2021年4月(令和2年) 〇むさしのにじいろ電話相談において面談も可と する運用開始
	2021年6月(令和3年) 〇「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行 〇「教育職員等による児童生徒性暴力等の防	
	止等に関する法律」公布	2021年9月(令和3年) ○「武蔵野市男女平等推進に関する条例」一部改正
	2022年3月(令和4年) 東京都	
	○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定	2022年4月(令和4年) 〇武蔵野市パートナーシップ制度開始 〇改正「武蔵野市男女平等推進に関する条例」施行 〇むさしのにじいろ電話相談をむさしのにじいろ 相談に改称
	2022年5月(令和4年) 〇「困難な問題を抱える女性への支援ニ関する法律」公布	
	2022年6月(令和4年) ○「女性版骨太の方針2022」の決定	
		2022年8月〜9月(令和4年) 〇男女平等に関する意識調査実施
	2022年11月(令和4年) 東京都 ○「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用	2022年11月(令和4年) ○東京都と「パートナーシップ宣誓制度に関する 基本協定」締結
	2023年5月(令和5年) ○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律の一部を改正する法律」公布	
	2023年6月(令和5年) ○「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布 ○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様	

8 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策 (第十三条一第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条一第二十八条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平 等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際 社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、 なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国 の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、 互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかか わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男 女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、 当該各号に定めるところによる。
- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の 格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれ か一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。 (男女の人権の尊重)
- 第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮

されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な 構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は 民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画 する機会が確保されることを旨として、行われなければな らない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、 相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護そ の他の家庭生活における活動について家族の一員として の役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行う ことができるようにすることを旨として、行われなければ ならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、 及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その 他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成 の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基 本的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画 社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同 参画基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

めに必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった ときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなけれ ばからない
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について 準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、 当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府 県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的 かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同 参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な 計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定め るように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は 市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成 に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければ ならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の 促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を 及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために 必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共 同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害さ れた場合における被害者の救済を図るために必要な措置 を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画 社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な 調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参 画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情 報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるもの とする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」と

いう。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規 定する事項を処理すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各 大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に 関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調 査審議すること。
 - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要が あると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に 対し、意見を述べること。
 - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対 し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

- 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理 大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する 者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員 の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であっ てはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。 ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。 (資料提出の要求等)
- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要が あると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は 調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明 その他必要な協力を求めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要がある と認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、 必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号) は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項 の規定により任命された男女共同参画審議会の委員であ る者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定

- により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一○二号) ⁴

(施行期日)

- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第 二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の 日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定め ス

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六○号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十 三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規 定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子 炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改 正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百 六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第 二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五 条)

第三章 被害者の保護 (第六条-第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平 等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が 行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む 重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ず しも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の 被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である 女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害 し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を 図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護す るための施策を講ずることが必要である。このことは、女性 に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における 取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立 支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防 止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を 受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び 厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務 大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並 びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。) を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画 の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施 策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようと するときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなけ ればならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県 における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のた めの施策の実施に関する基本的な計画(以下この条におい て「都道府県基本計画」という。)を定めなければならな い。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する 基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための 施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本 計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その 他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談 支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、 当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能 を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずる こと又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介す ること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は 心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあって

- は、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第 五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時 における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就 業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等 について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行 カエレ
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又 は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う ものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を 行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を 行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。) を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談 支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと 認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談 支援センター又は警察官に通報することができる。この場 合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとす る。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定 その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定に より通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、 配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと 認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴 力相談支援センター等の利用について、その有する情報を 提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本 部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本 部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、 配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に 定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」 という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四 号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子 及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九 号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を 支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければな らない

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉 事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機 関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、 その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら 協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等 に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨 を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。) を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶 者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっ ては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの 身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ った者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第 一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等 に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者か ら受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引 き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。) に より、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大 きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配 偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取 り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下 この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項にお いて同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるもの とする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立て の時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共に する場合に限る。
 - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者 と共に生活の本拠としている住居から退去すること及 び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定に よる命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告 げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年 に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項 第三号において単に「子」という。) と同居しているとき であって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言 動を行っていることその他の事情があることから被害者 がその同居している子に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると認める ときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又 は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は 身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者 に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命 令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日まで の間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠として いる住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学 校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は 当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所 の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとす る。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意 がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の 親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有す る者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している 者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四 号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著し く粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情が あることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会 することを余儀なくされることを防止するため必要があ ると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発す る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、 当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規 定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過 する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生 活の本拠としている住居を除く。以下この項において同 じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまと い、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在す る場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるも のとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあって

は、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令 (以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事 項を記載した書面でしなければならない。
 - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合 にあっては、被害者が当該同居している子に関して配 偶者と面会することを余儀なくされることを防止する ため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申 立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合 にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面 会することを余儀なくされることを防止するため当該 命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時 における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察 職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び 場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の 内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件について は、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。 ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる 事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相 談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相 談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに 対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求め るものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支 援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ず

るものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者 暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人 から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた 職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に 関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付 さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定を する場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が 出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しに よって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにそ の旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警 視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即 時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原 因となることが明らかな事情があることにつき疎明があ ったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告 についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力 の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存 する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てる ことができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を 取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定 による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該 命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗 告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。 (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立 てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取 り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項 から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定 による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過し た後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっ ては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経 過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、 当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな

いことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による 命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り 消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合 について進用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て) 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄 区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行 うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若し くは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。 (民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護 命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。 (最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、 裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」 という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の 状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、 障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その 安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければな らない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるため に必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防

資料編

止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しな ければならない。
 - 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行 う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定 める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要 する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人 相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、 社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場 合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談 員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。 (国の負担及び補助)
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が 前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号 及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担 するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をでいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条
		の二に規定する関係
		にある相手からの暴力
		を受けた者をいう。以
		下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は	同条に規定する関係
	配偶者であっ	にある相手又は同条
	た者	に規定する関係にある
		相手であった者
第十条第一項から第四項	配偶者	第二十八条の二に規
まで、第十一条第二項第		定する関係にある相
二号、第十二条第一項第		手

一号から第四号まで及び			
第十八条第一項			
第十条第一項	離婚をし、又	第二十八条の二に規	
	はその婚姻	定する関係を解消した	
	が取り消され	場合	
	た場合		

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第 十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条 において同じ。) に違反した者は、一年以下の懲役又は百 万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した 日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相 談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配 偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七 条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行 する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年 を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加 えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるもの とする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した 日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (次項において「旧法」という。)第十条の規定による命 令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件に ついては、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に 当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事 実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目 途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、 その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した

日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定によ る命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か ら施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、 第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成 二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を 目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関 する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係 る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援 の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な 措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規 定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行 に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三○号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正 する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条にお いて「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四 号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関 し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、 政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄 この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法 第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法 第二十九条の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記 録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を 加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正 規定、同法第百四十一条第一項第三号の改正規定、同法第 百八十一条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同 法第百八十三条の改正規定、同法第百八十九条の改正規定 及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三 十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、 第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等 に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の 規定(民法第九十八条第二項及び第百五十一条第四項の改 正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改 正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条 及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する 法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第百八十五条 中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する 法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並び に第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六 月を超えない範囲内において政令で定める日

10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

第一章 総則 (第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条·第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画 (第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第二十 冬・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための 支援措置(第二十二条一第二十九条)

第五章 雑則 (第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を 営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発 揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業 生活における活躍」という。)が一層重要となっているこ とに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七 十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活におは 活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地 方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基 本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活にお ける活躍を推進するための支援措置等について定めるこ とにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的 に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少 子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情 勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するこ とを目的とする。

(基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む 女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に 関する事由によりやむを得ず退職することが多いことそ の他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を 踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互 の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活 における活動について家族の一員としての役割を円滑に 果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環 境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑か つ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなけ ればならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性 の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重 されるべきものであることに留意されなければならない。 (国及び地方公共団体の責務)
- 第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女

性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を 策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は 雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する 機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生 活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよ う努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の 職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなけ ればならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に 関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な 環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関す る施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があった ときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。 (都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の 区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関 する施策についての計画(以下この条において「都道府県 推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推 進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公 表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業 主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を 総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針 に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び 第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項にお

- いて「事業主行動計画」と総称する。) の策定に関する指針 (以下「事業主行動計画策定指針」という。) を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の 内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行 動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定め るものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の 実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ により、これを労働者に周知させるための措置を講じなけ ればならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を 定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところ により、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に 基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定 められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業 主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、 第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業 主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合につい て、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。 (認定の取消し)
- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
 - 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定 一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第 七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の 定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。 (特例認定一般事業主の認定の取消し)
- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号 のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消す ことができる。
 - 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
 - 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽 の公表をしたとき。
 - 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に 基づく命令に違反したとき。
 - 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主

- (一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により 設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省 令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又 は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に 該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事 業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助 を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣 が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で 定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する 基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取 り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、 募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関 する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に 届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定によ る届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び 第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三 十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三 第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並び に第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働 者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に 対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四 項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定す る職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合 において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行お うとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の 推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をし て労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一 条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は 期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の 相談及び援助の実施状況について報告を求めることがで きる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
 - (一般事業主に対する国の援助)
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により 一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又は

これらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般 事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は 一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよ うに相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。) は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。) を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定め るものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の 実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推 進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計 画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施 するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達 成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
 - 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立 に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。) は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で 定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする 女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職 業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の 少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めな ければならない。

- (特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、 職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資す るよう、その事務及び事業における女性の職業生活におけ る活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなけれ ばならない。
 - 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に 資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進する ため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他 の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部 を、その事務を適切に実施することができるものとして内 閣府令で定める基準に適合する者に委託することができ る。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。 (国等からの受注機会の増大)

- 第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

施策を実施するものとする。

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業 生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国 及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」 という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる 措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる 措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の 推進に有用な情報を活用することにより、当該区域におい て女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効 果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関によ

- り構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域 内において第二十二条第三項の規定による事務の委託が されている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成 員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項に おいて「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ること により、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報 を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地 域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣 府令で定めるところにより、その旨を公表しなければなら ない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務 に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関 して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び 運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

- 第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。 (公表)
- 第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五 条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣 の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部 を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施 のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法 第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反 して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は 百万円以下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下 の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
 - 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
 - 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下 の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
 - 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

資料編

- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十 七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十 九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円 以下の罰金に処する。
 - 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
 - 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告を した者
 - 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十 条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨 げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、 若しくは虚偽の陳述をした者
 - 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十 一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の 報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章 (第七条を除く。)、第五章 (第二十八条を除く。)及び第六章 (第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その 効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事 していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、 同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の 規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力 を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か ら施行する。
 - 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える 改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
 - 二及び三 略
 - 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条 第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び 第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正 規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を 「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規

定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項 及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第 五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条 中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十 二号) 第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条 第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲 げる規定を除く。) の規定、附則第十九条中高年齢者等 の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六 十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」 を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二 十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条 第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五 まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及 び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改 正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条か ら第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第 三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三 十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施 行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない 範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次 の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えな
 - い範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用 については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について 検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一二号) 抄 (施行期日)

- 第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十 一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公 布の日
 - 二略
 - 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、

第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国家公務員 退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法 律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定 並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公 共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労 働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法 第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十 五条第一項」と」を削る部分を除く。)並びに附則第十 五条から第二十二条まで、第二十四条、第二十五条及 び第二十七条の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行 に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める 日から施行する。
- 一 第五百九条の規定 公布の日

11 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第 八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条— 第十五条)

第四章 雑則 (第十六条-第二十二条)

第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに 当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面す ることが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉 の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関 する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える 女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重さ れ、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の 実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の 様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上 で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含 む。)をいう。

(基本理念)

- 第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、 次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。
 - 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び 民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施さ れるようにすること。
 - 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資す ることを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、 困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を 講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならな

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所を

いう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)

- 第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援 のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」と いう。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な 事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内 容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施 策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更した ときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。 (都道府県基本計画等)
- 第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な 方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施 策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県 基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言 その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

- 第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。
- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。) は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への 支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図る ため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助 を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを 促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童 の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、 助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、 関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、 その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、 心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏ま えながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を 行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要 と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女 性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定 める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若 しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がな く、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らし てはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる 者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況 に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるもの とする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たって は、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関す る活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定 都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除 く。)並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において 同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見 に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に

- 基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。
- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除 く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において 同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うの に必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用 に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その 対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該 児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する 支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

- 第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に 関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊 重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に 留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネッ トの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定め る方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務 を行うものとする。
- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、 困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に 定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護 委員法(昭和二十四年法律第百三十九号)に定める人権擁 護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定め る保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号) に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、 女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するも のとする。

(支援調整会議)

- 第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。
- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を 行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、 資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求め ることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、 これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等

の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、 支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしては ならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職 員であった者
- 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者 であった者
- 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成す る者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運 営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

- 第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な 問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深 めるための教育及び啓発に努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性 への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の 健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進 に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性 への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

- 第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。
 - 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の 一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定め る基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこ れに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要す る費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及び これに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、 又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女 性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を 支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

- 第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立 支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助する ことができる。
- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規 定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内

において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

- 第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が 第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第 一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を 負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の 五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)
 - 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用
- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げる もの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用 並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違 反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円 以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規 定 公布の日
 - 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児 童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六 十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑 法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整 理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布 の日のいずれか遅い日

(検討)

- 第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この 法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの 構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組み の構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措 置を講ずるものとする。
- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

準備行為)

- 第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。
- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施 行日において、第七条第一項から第三項までの規定により 定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針と みなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の

支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

- 第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行 に関し必要な経過措置は、政令で定める。
 - 附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する
 - 一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)
- 第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適 用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過 措置を含む。)は、政令で定める。
 - 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第五百九条の規定 公布の日

12 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和五年法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は 性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- 2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の 有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」 という。) にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施 策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

- 第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンテ

ィティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する 施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

- 第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ の多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な 事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を 求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出 その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について進用する。

(学術研究等)

- 第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの 多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダ ーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進 に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。 (知識の着実な普及等)
- 第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童 等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多 様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他

の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡 会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外 務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係 行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーア イデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解 の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性 的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全 ての国民が安心して生活することができることとなるよ う、留意するものとする。この場合において、政府は、そ の運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年 を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加 えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるもの とする。

13 用語一覧

行	頁	用語	説明
あ	27, 30, 57	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
	3, 4	SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。 平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、 格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全て の人が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにす るための17の国際目標。
	38	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
か	37	介護職・看護職Re スタート支援金(※)	市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる介護・看護職員に対して、支援金を支給する制度。
	24	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や 態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割 を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教 育のこと。
	5	クオータ制	人種や性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと で、割当制ともいう。性別等による格差を改善し、実質的な男女平 等社会を実現するための積極的な措置をいう。
	57	心のバリアフリー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題 を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁 (バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全て の人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支 え合うこと。
	5	固定的性別役割分担 意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。
t	3	ジェンダー・ギャッ プ指数	GGI (Gender Gap Index) と略され、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、次のデータから算出される。(経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数)
	5,53 91.111 112	ジェンダーアイデンテ イティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は 程度に係る意識のこと。性自認とも言う。

行	頁	用語	説明
<i>も</i>	45,50 51,52 107,108 109	女性相談(※)	女性総合相談と女性法律相談の総称。女性総合相談は、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員が話を伺い、解決に向けて一緒に考える。女性法律相談では、離婚・扶養(養育)・相続等の法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じる。
	21, 42 45, 48 50	女性に対する暴力を なくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化すること、また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」としている。
	5, 13 15, 53 57, 115	性的マイノリティ	「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々のこと。
	13, 14 15, 48 50, 75 76	性に関するハラスメ ント	セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等、相手の意 思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感 を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること。
	4, 114	SOGI	どのような性を好きになる/ならないかという「Sexual Orientation (性的指向)」と、自身の性をどのように捉えている/いないかという「Gender Identity (性自認)」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。
	4	SOGINラ	性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせをすること。SOGIハラスメントの略。
た	34, 37	ダブルケア・トリプ ルケア	近年、晩婚化・晩産化を背景に、子育てと親や親族の介護を同時に 進行するケースを指す言葉。
	19, 21 50, 67 68	男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11 (1999) 年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民 の理解を深めるため、平成13 (2001) 年度から始まった。毎年6月 23日から6月29日までの全国的な運動のこと。
	34, 37 40	地域包括ケア人材育 成センター(※)	福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の確保と養成を目的に、平成30 (2018) 年12月1日に開設。介護の仕事に就こうとしている方に資格取得の支援を行うほか、既に働いている方への研修・相談や様々な情報提供、そして、福祉に関わる事業所や団体を支援する。運営は福祉公社に委託。
	13, 22 24, 42 44, 45 67	デートDV	恋人の間で起こる暴力のこと。殴る・蹴るという暴力だけでなく、 ひどい言葉で傷つけることや交友関係を制限すること、避妊に協力 しないこと等も含む。
	46,86	東京ウィメンズプラ ザ	豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力 して取り組む具体的、実践的な活動の拠点。普及・啓発及び交流事 業や女性のための悩み相談、法律相談、男性のための悩み相談等を 行う。
	31,68 101,103	特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められたもの。

資料編

行	頁	用語	説明
は	4.5 7.47 75.91 95.96 98.99 100.107 115 47,87 95,96 97,98 99,107	配偶者からの暴力 (DV) 配偶者暴力相談支援 センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成25 (2013) 年7月3日公布、平成26 (2014) 年1月3日施行)では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力義務。配偶者暴力相談支援センターの機能は①相談や相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者及
			び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立して 生活することを促進するための情報提供その他の援助 ⑤被害者 を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助。
	4	パワーハラスメント	同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることや職場環境を悪化させること。
	12, 13 15, 61 64, 71	ヒューマンあい(※)	武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別に とらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼(まなこ) の意味が込められている。地域の人権をまもり、男女平等を推進して、 人々との出会いの拠点施設になるよう市民公募により命名された。
	59	ブレストアウェアネ ス	「乳房を意識する生活習慣」で、乳房の状態に日ごろから関心をもつことにより、乳房の変化を感じたら速やかに医師に相談するという正しい受診行動を身につけるためのキーワードのこと。「①乳房の状態を知る」「②早く乳房の変化に気づく」「③乳房の変化に気がついたらすぐ医師へ相談する」「④40歳になったら乳がん検診を受ける」という4つの基本行動を提唱している。
ま	19, 21 28, 45 61, 64 67, 68 86, 115	まなこ (※)	平成3 (1991) 年に創刊された、武蔵野市の男女平等推進情報誌。 男女平等社会の実現を目指し、地域社会における様々な問題を解決 するために、企画・取材・編集を市民と協働で行っている。人やま ちや文化や地球を、男女平等推進の視点=「まなこ(眼)」で見てい こうという思いで名付けられた。
	4, 114	マタニティハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。
	53,57 68	むさしのにじいろ相 談 (※)	性的マイノリティ当事者やその周りの人々、支援者等を対象に、性 に関する悩み等を伺い、解決に向けて一緒に考える相談事業。
	6, 25 68, 91	武蔵野市パートナーシップ制度(※)	性別等にかかわりなく、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度。
	15. 19 21. 75 76	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、 活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つ を構成要素とする複合的な能力のこと。

行	頁	用語	説明
や	59	ゆりかごむさしの (※)	武蔵野市母子保健事業の愛称。母子健康手帳交付時の面接から始まり、各種健診、相談事業を行う中で、妊娠期から子育て期まで一人ひとりに寄り添い、地域で安心して生活できるようサポートをしている。
6	12, 28 33	ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等の成長過程 や、就職・結婚・子育て・退職等節目となる出来事に応じて区分し た各段階のこと。
	13, 15 58, 59 86	リプロダクティブ・ ヘルス/ライツ(性 と生殖に関する健康 と権利)	平成6 (1994) 年の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7 (1995) 年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
わ	11, 12 14, 15 28, 30 31, 33 67, 68 82, 88	ワーク・ライフ・バラ ンス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

(※) は市独自事業

武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)

令和6(2024)年度~令和10(2028)年度

武蔵野市男女平等推進審議会 令和6(2024)年3月

事務局:武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

Tel: 0422-37-3410 Mail: danjo@city.musashino.lg.jp